

循環型の地域経済・社会の実現にむけて 『中小企業を元気に!』シンポジウム

報告集



2015年7月12日 全労連会館

全労連・全商連・東京地評

も く じ

【開会挨拶】

橋口 紀塩（全労連事務局次長） 1

【主催挨拶】

菊池 大輔（全商連副会長） 2

【記念講演】

岡田 知弘（京都大学大学院教） 3

【シンポジスト】

広浜 泰久（中小企業同友会幹事長） 17

佐々木 忠義（大田区蒲田民商副会長） 21

中村 重美（世田谷地区労働組合議長） 26

浅和 定次（福島県大玉村前村長） 31

【まとめ】 36

【閉会挨拶】

森田 稔（東京地評議長） 39

開会あいさつ

全労連 橋口 紀塩 事務局次長



みなさん、こんにちは。『中小企業を元気に！』シンポジウムにおいでいただきまして、ありがとうございます。

本日の司会をさせていただきます、全労連の橋口です。よろしくお願いいたします。

このシンポジウムは、全労連と全商連と東京地評の三者で実行委員会をつくり企画をさせていただきました。

シンポジウムのねらいは、実行委員会でもさまざま議論をし、5つの点を重点としました。

1つは、「アベノミクス」とか「地方創生」とかいわれていますが、そういうものが地域経済にどのような影響を与えているのか、また、与えようとしているのかを明らかにすること。

2つ目には、地域経済の主役は、中小企業であり、その再生がまさに求められているというふうに思います。業者のみなさんだけでなく、そこで働く労働者の雇用問題など、地域経済の再生が求められていること。

3つ目には、自治体の関係ですが、自治体もまた地域振興の観点で、あるいは地域経済をどうしていけばいいのかということで悩んでいるし、考えておられるというようなこと。その点も明らかにしていきたいという主旨です。

4つ目には、しかしながら、現状では、大半の中小企業の経営は厳しいという実態を明らかにし、

5点目に地域から、いまさまざまにとりくまれており、その経験を交流して、地域経済の再生の一步にしていきたいというのが、このシンポジウムのねらいであります。

さらに、地域経済と中小企業の再生、元気にするための取り組みの実践報告をしていただき、その取り組みが、地域の経済の再生やあるいは、中小企業の発展にどう役だったのか、この先どう役だっていこうとするのかという点の教訓を交流したいというふうに考えています。

今日のシンポジウムがその一環となることを、私のほうとしても期待したいと思います。

以上

主催者あいさつ

全商連 菊池 大輔 副会長

持続可能な地域づくりへ、中小業者、市民、農林漁業従事者の一層の連携を



たいへん暑い中
ご苦勞さまです。

国会情勢も非常
に大変な中で、今
回このようなシン
ポジウムが開ける
ということは、非
常に大切なことだ

など改めて感じております。

安倍首相は、地方創生やアベノミクスの「3本の矢」など、最初は経済政策を中心に進めてきたと思うんです。ところが、「3本の矢」はいつの間にやらミサイルに代わってしまい、戦争法案1本に絞られた形での中身になってきています。

そういう中で、安倍首相は戦争法案を根幹として、TPPを始め消費税増税やさまざまな悪法をこの間に通そうということで、画策しているところだと思います。

特に消費税増税は、私たち業者だけの問題じゃなくて、国民生活全体にわたる大きな問題になってきています。実際10%になりますと、税収25兆円、1人当たり約25万円、4人家族で年間100万円の消費税が家計から収奪されます。これでは、地域の経済はますます疲弊するしかあり得ないと感じています。

また、地域経済を考える上で、やはり私は中小業者だけではなく、まちの市民、農業・林業・漁業に携わる方々など、それぞれが非常に重要な役割を担っていると思っております。田んぼ一つとってもそうですが、減反政策によってどんどん減らされて、いつの間にやら荒廃していく状況になっています。しかし、治水ということを考えたとき、田んぼはダムの代わりを担っていますから、これを壊してしまったら、今の異常気象どころの

話ではない、非常に大変な被害があちこちで起きてくるだろうと思います。

また、山間部における林業の役割を考えると、保水やいろいろな形での自然環境を守る一番の大事なところがTPPによって破壊されようとしています。あらゆる分野で私たちが持っている財産が、知らないうちに壊されていくんじゃないのかということに危惧しています。

そういう点でも、私たちが今日のシンポジウムを通じて、地域の地産地消や地域の将来を議論する中で、改めて私たちが今置かれている状況を考えていく必要があるのではないかと考えています。

私たち、中小業者をめぐっても大きな変化が生まれています。中小企業憲章が平成22年に政府で閣議決定され、私たち全商連も日本版小企業憲章(案)を発表し、従業者4人くらいの小規模企業の果たしている役割と、どのように持続可能なまちづくりを行うのか、あるべき姿を求めて先駆的な提言を行いました。これは研究者や全国の自治体などからも大きな反響がありました。

そして昨年6月、小規模企業振興基本法が国会で成立し、従来の政府の中小企業政策である「成長発展」だけでなく、小規模企業の技術やノウハウの向上、安定的な雇用の維持を含む「事業の持続的発展」を位置づけ、国・自治体が支援を義務づける法律が成立しました。

大企業中心の経済政策が行き詰まる中で、政府の方も中小業者の役割を無視できない、そういう状況になっていることは間違いないと思っています。地域経済のあり方や平和を守ることの大切さについても本日、大いに議論ができればいいと考えています。

簡単ですが、挨拶にかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

記念講演

岡田 知弘 京都大学大学院教授

循環型の地域経済・社会の実現に向けて



みなさん、こんにちは。ただいま紹介いただきました岡田です。主催者のお話によりまずと全労連、労働組合と全商連、そして、パネリストとして中小企業家

同友会という経営者団体が、一緒になってこういうシンポジウムをやるのは初めてのことだそうです。そういう意味では、記念すべき集会になるのではないかと思います。先ほどの菊池さんの挨拶のように国会のほうでは、安保関連法案が大詰めを迎えてきています。そういう情勢も含めて話をしたら、恐らく2時間半ぐらいかかってしまいますので、そのあたりは割愛いたしまして、1時間ぐらいの時間を頂戴して、レジュメに基づきながら話をしてみたいと思います。

はじめに ～災害とグローバリズムの時代、誰が地域をつくり、支えていくのか～

ちょうど昨日ですけれども、3.11震災から4年4カ月というような日を迎えたわけです。まだ、多くの人たちが避難生活、特に福島県の方々は、たいへんな不便な生活を強いられています。今日も大玉村の浅和前村長に来ていただいていますけれども、福島県では、直接、3.11のときに犠牲になった数を遙かに上回る数の震災関連死が、いまでも増え続けています。明らかにこれは政策災害であるといえます。私は、いま、安保の問題以上に大きな問題に日本は当面しているのではないかと思います。

それは、大きな長い時間軸から見た、この時代をどう捉えるかというところとも関係しています。いま、災害の話を先にしましたが、やはり、大災害の時代に私たちは残念ながら生きていることをまず考える必要があります。石橋克彦さん、いまは、神戸大名誉教授ですが、94年の岩波新書『大地動乱の時代』で、日本列島は活動期に入ったので、地震と原発には気をつけなさいという、警告をされました。その翌年、95年の阪神・淡路大震災が起き、現実のものとなりました。

その後も、ほぼ毎年、人の命と財産にかかわる地震災害がたびたび起こり、4年4カ月前に戦後最大規模の東日本大震災が起こりました。津波災害、そして原発災害というとんでもない災害が起こり、まだこれが尾を引いているというような状況になっているわけです。

それだけではありません。いわゆる噴火災害、あるいは、これは地球温暖化問題とも関係した集中豪雨、土砂崩れ、そして、豪雪被害、これもいっどこで起こっても不思議ではない形で、頻発しております。当分、こういう時代は続くのではないかとこのように言われています。

というのも、3.11の東日本大震災とほぼ同じクラスの津波災害が1,100年前に起こっているわけですね。貞観大地震、この1,100年前の貞観大地震のときに多賀城が浸水をしてしまったわけですね。仙台の隣の。その前後30年間に何が起こったかということを見れば理科年表で見っていきますと、びっくりします。鹿児島県にある開聞岳が噴火した、有明海で津波被害が起こった、富士山が噴火した、南海トラフで地震があり京都盆地で直下型地震が起きた、恐らく、活動期に入った列島というのは、そういう状況です。恐らく自然史から見たら本当に短い間になると思いますけれども、人間の一生

で見ると大半の時代が、そういう災害に見舞われてしまう。こういうサイクルにわれわれは生まれ合わせている。その中で、一番大事なことは、人間の命と普通の暮らしをいかに守るかです。これは、いまの憲法でいきますと25条であり、13条の幸福追求権、そして、29条の財産権、これは命の生存権にかかる財産権です。これをしっかりと国は守る責務があるんです。

そうになると、私は、憲法を暮らしに生かすという、蛭川虎三さんが京都府知事時代に言ったことこそが、いま問われていることではないかと思うのです。けれども、全く逆の方向にいまの政権は向いてしまっている。ここに大きな問題があります。私は、その被災地に何度も足を運び、阪神・淡路以来、中越大震災も、今回の震災被災地も調査させていただきました。実は、共通していることがあります。一番の危機の1週間なり、1カ月間、誰が人々の命をつないでいったのか。それは、地元の中小企業、商店だったのです。

例えば、重機を持っている建設業者のみなさんが自発的に道路のがれきを処理して、避難路やあるいは補給路を確保していく。あるいは、水や食料品のストックを持っている商店が無償あるいは、ワンコインで被災者にそれらの物品を供給していく。ガソリンスタンドの経営者も、ガソリン、灯油類は、たいへん貴重なものでしたので、これをしっかりと確保して安定供給するのに努める、というようなことがやられていました。

片方で、福島県の相馬地域で聞いた話でありますけれども、関東地方に本社のある一部上場企業の大型店、社長が被災地の1階店舗を全部閉めなさいという指令を発した。なぜか。略奪防止です。株主の利益を第一に考えた行動でした。一体、地域にとってどちらが必要なお店であり、企業なのか、明らかですよ。

そういう中で、地域に建設業を始めとするさまざまな業種の中小企業が存在するということが、災害がいざ起きたときに柔軟に対応できる、そして、人々が生きていけることを保障する、非常に大きな役割を果たしていることも明らかになりま



した。

これは災害復興に関しても同じことが言えます。創造的復興ということで、大規模な公共投資、あるいは、福島でいえば除染、やったとしても受注する企業がゼネコンであればお金は地域に回っていかない、地元の建設業者も仕事なくなる。そうではなくて、地元の企業が協同組合をつくって受注をしていけば、しっかりとした仕事ができ、かつ蓄積ができます。再生産が可能です。それが地域の産業全体を再建して人々の暮らしを支える力になっていく。一体、どちらが被災地にとって必要なことかということも明らかですよ。

このことは、災害を受けている所だけではありません。東京も災害地の1つであります。非被災地の地域経済を見ると、日常的に地域の人々の暮らしを支えているのは、実は本質的には、先ほども言いましたけれども、地元の中小企業やあるいは農家であり、協同組合です。あとで申しますが、事業所の99.9%近くは中小企業や協同組合です。これが、日本のほとんどの地域に共通な構造です。

そういうことを考えていきますと、今後、南海トラフ、あるいは首都直下地震がいつ起こっても不思議ではない時代です。だからこそ、余計に、そういう災害というものを意識した、広い意味での地域をどうするか、産業をどうするか、こういう観点が第一に必要なではないかと思うんです。

もう1つがグローバル化の問題です。グローバル化というのは、割と耳にする言葉ですが、いま、TPPで話題にされているような農産物の貿易の自

由化をさらにやるという質のものではありません。それは、アダム・スミスの時代の話なんです。もう、そんな古典的な話ではなくて、多国籍企業がいまや主役である。多国籍企業は、お互いに、国を超えて、業種を超えて自由に移動し得る。例えば、アメリカで言ったら病院は営利でも可能です。けれども、日本は、非営利型しか認めていません。あるいは、国民皆保険である。これが医療資本の参入の障壁、邪魔になっているから、今度は制度撤廃を求めてくる。これは弁護士業に関してもそうですし、あるいは、教育、高等教育に関しても同じです。それらの制度を統一する、あるいは、国境障壁をできるだけ減らしていくという形で、制度の改定を求める。あるいは、労働力の自由な移動、これも当然要求してくる。日本は、高齢化がますます進んで人口が減少する。労働力人口が足りなくなると困るから、経済成長をやっていくためには、安い、若い労働力が必要であるということで、日本経団連は早くから労働力の輸入を規制緩和でやるべきだと提言してきた。そのために作り出した言葉が「少子・高齢化」という言葉でした。少子化と高齢化とは全く違う現象なのに1つの自然現象のような形で言葉を作ってしまう。その延長線上で増田レポートが出てきたりするわけです。

こういうような形でいくとすれば、一体、地域、日本は将来どうなっていくのでしょうか。企業は大きくなって海外に出て行く、その代わりに、自由に資本が入ってくる、海外から労働力もどんどん入ってくる、あるいは、医療制度も改定されていく。こういう形でのグローバル化という波が起こったのは、実は、1980年代半ば、わずか30年前からです。わずかと言います。というのは、人類史で見ると300数十万年以上歴史があるわけですね。その中で、こういう国境を越えて自由に資本が移動し、さらに商品だけでなく、労働力の移動も認めていく。これは、政府間の国際協調政策によってやっていく。こういう時代を迎えているわけです。

いまでも、中国の上海の株価が大暴落したとか、

あるいは、ギリシャの債務不履行をどうするかといった問題が、しょっちゅう、テレビ、あるいは新聞で報道されています。そういうような中で、果たして自分たちの生活している、あるいは活動している地域はどうなっていくのだろうか、と心配している人も多いと思うんです。そういうことを見る際の、しっかりとした視点を持つ必要があると、私は、考えています。それは、一言でいえば地域からものを見る視点というふうにいえます。

世界を見る際にグローバル企業から見る視点という、これはいわば鳥の目の視点があります。そうじゃなくて、アリの目の視点、地域で生活をしている住民の視点、こういうところから見ていきますと、全く違う像が見えてきます。では、どういうものかと言えば、例えば、地域とは一体何なのか、それは、ずっと人類の、われわれの祖先をたどっていきますと、人間が生活をする領域なんですね。生きるために私たちは衣食住の生活手段を手に入れる必要があります。自然に働きかけを行う労働を通して。そして、労働によって、食べるもの、着るもの、あるいは、家を建てるための部材、あるいはエネルギー源をとってくる。それをどんどん効率化するということが経済活動だったわけですね。

さらに、廃棄物が出ますけれども、長期にわたって廃棄物は有機的廃棄物です。汚い話になりますが、人間の糞尿も含めて。でも汚くないんです、これは。これは肥やしなんです。地域の土地の地力を肥やしていく。そうすることによって、自然はより多くの人間の暮らしを支える力をつけてきます。そういう形で、人間と自然は共生してきました。

けれども、これまた20世紀を超える頃からおかしい状況になってきます。1940年代に入りますと原子力というものを手にします。この原子力廃棄物はむしろ自然も人間も破壊をする、いまでも、原発事故というのは、制御できていません。

こういう人間と自然の物質代謝という関係性が大きく対立、崩れてしまう、ということがグロー

バル化と並行して起こってしまっているわけです。その際に、人間の生活領域というものを第一にして考えていく場合、どういうことが言えるか。原始時代だけの話じゃないんですよ。歩いて暮らせる範囲で、われわれはいまも生きている、と言えます。

というのも、小学校に入る前の子どもたち、あるいは、75歳以上の後期高齢者はこれからどんどん増えてきます。先日、増田レポート第2段がออกมาして、首都圏の方は、ものすごく怒り狂ったんじゃないかと思うんですね。175万人くらいの方が介護難民になってしまうから、もう役に立たないし、地方に移住すべきだというものです。代わりに役に立つ海外の労働者とかをどんどん輸入しますよと。こういうことを平気で提言をしている。政府が言えないことを増田さんの日本創成会議が言い、それを政府は、地方創生戦略の柱として高齢者の地方移住促進策を盛り込みますよという出来試合のキャッチボールがされたわけです。ところで、そういう75歳以上の方々というのは、平均半径500メートルの範囲で動いていると言われてます。これは、都会で言えば、小学校区の範囲、農山村で言ったら集落の範囲です。

しかも、そこで単に食事をして生きているだけじゃないんですよ。さまざまな人間関係、自然とかかわる中で、生きていくのが人間の本来の姿であります。そこから強制的に切り離されて移住したとして、人間として本当に生きていけるのかどうか。これは極めて問題ですよ。まさに人権侵害にかかわるような問題にもなってきます。

そういう人間の生活領域は、これからどんどん狭くなってきます。そこで、災害の時代、あるいは、資本がどんどん大きな企業は外に行こうという時代に、安全、安心して生きていけるような地域をどうつくるか。これが国や地方自治体には鋭く問われている時代であるといえます。

とりわけ重要なのは、地方自治体、特に基礎自治体の役割です。住民が主権者であり、主権者の生活の福祉の向上、これを図るのが地方自治体の最大の責務です。これを果たすためにはどうしたら

いいのか。生きていくということは、そこで、仕事ができ、所得ができ、そして、衣食住、福祉、医療、これが十二分に提供できるというそういう生活領域を確立していくということなんですよ。

そういうことを考えていきますと、果たして、グローバル企業に未来を託せるかということ、託せませんよね。いままで「企業誘致をしたら地域が活性化する」んだということでやってきました。最近、関西で起きた例でいきますと、パナソニックを尼崎市と兵庫県が200億円以上の補助金を積んで誘致しました。あるいは、大阪府の堺市で総額500億円近くの補助金を積んでシャープの工場を誘致した。ところが、当時は液晶パネルがこれから売れるぞという、パネルベイ構想というカタカナ言葉で幻想を振りまいたわけですけども、なんと10年もたなかったわけです。どちらも、撤退、閉鎖してしまうことになってしまいました。

そういう海外に向けて浮遊するような大企業、グローバル企業には頼りません。実は、地域の経済を構造的に見ますとこうなっています。経済センサスのデータによりますと、一この中には農家は入っていませんが一全国平均でみると、資本金10億円未満の中小企業の比率は99.7%です。従業者でみると69.7%、7割です。これは、東京都や地方の県をすべて含んだ平均化された数値です。

例えば岩手県でいえば従業者の9割が中小企業で働いています。このように、中小企業が雇用を支えている。ここに農家、さらに地方自治体が入ってくるんですよ。これらは、地域に根ざしながら活動している経済主体であり、そこで働いている労働者も経営者も地域の住民であり、その家族も住民です。そこで生活をして再生産を繰り返している。再生産とは、投資をして生産物をつくる。そのために、雇用を、雇ったり、あるいは機械を購入したりサービスを購入する。こういうことを繰り返すということですよ。それによって地域の経済が回っているわけです。

これが言ってみれば、デコレーションケーキのスポンジケーキ部分ではないかと、私は見ています。いまちょうど「まれ」という朝のテレビ小説

でケーキが話題になっていますけれども、デコレーションというのは流行によって変わるわけです。例えば、先ほどプラズマとか、液晶、パネルが成長産業だというふうに言われた時代。それは、流行が終わったら全く売れないものになってしまいます。あるいは、スポンジケーキ部分さえも崩れてしまうんです。土台である地域社会が壊れてしまう。生活できないという状態になります。そういうデコレーション部分に注目するのではなくて、一番重要な土台を成している、地域に根ざして経済活動をやっている広い意味での中小企業、農家、協同組合、NPO 法人そして、地方自治体に焦点を当てた政策こそが、持続的に、グローバル化の時代、そして、災害の時代を生き抜くために絶対必要な道ではないかと思うわけです。

そういうことを自覚したところから、いま、中小企業振興基本条例とか公契約条例を制定し、地方自治体が責任を持って、誰が首長になろうが、担当職員になろうが、責任を持って地域経済の持続的発展に責任を持ちますと約束するようになってきています。あるいは、あとの報告であると思いますけれども、自治体は、多くの場合、各地域経済において、大きな経済力を持っています。その歳出額が大きい。歳出というのは地域経済の側面から見ると公共調達です。それが、地域内に発注されて、中小企業に循環すれば、税金という形で、地方自治体のほうに戻ってきます。けれども、大規模公共事業をやってしまうとどうなのか。東京に本社を置く大手のゼネコンとか、鉄鋼会社などに利益はいくかもしれないけれども、地元には借金しか残らないということが起こってしまう。東京都内でも新国立競技場の建設で2,500億円発注したとしても、どういうふうにお金が回っていくのでしょうか。国や自治体の借金だけが多くなるのは目に見えているわけです。地域経済効果もない、そういうものをいままぜやっていくのかということが問われるわけです。こういうような自治体の力を地域経済振興につなげていくことが大切になるわけです。公契約条例

は、あとで申しますが、地域の賃金の底上げをしながら、ワーキングプアを公的な団体が自らなくしていく、さらに、地元中小企業の再生産費も保障して、行政サービスの質を向上させていく目的をもっています。地域経済の振興、住民福祉の向上に直結するような、非常に有効な条例だと思うんですね。

そういうものに注目が集まり、あとで、追加的な資料が恐らく広浜さんのほうから紹介があると思いますけれども、全国で174になっています。道府県でいきますと34になります。過半を超えました。あるのが当たり前の時代になりましたが、この東京都にはない、という状況です。特に、東日本大震災後、90を超える自治体で、制定されてきています。やはり防災という側面で、地元中小企業の役割が非常に高く評価されてきていることの反映でもあります。

そして、公契約条例は17自治体で制定という状況になっています。

I 「地方創生」は地域経済や社会を再生するものなのか

さて、前置きはここまでとして、いま、「地方創生」というものが話題になっています。これは「ローカルアベノミクス」ともいわれています。昨年のちょうど今頃、アベノミクスの2本の矢がうまくいかなくなった。特に、消費税増税をしたあとの、景気の悪化がとんでもなくひどい状況となり、しかも金融緩和の影響、これは大都市では若干株価の上昇等々であったんですけども、地方に行けば行くほどこれが見られない、むしろ、マイナス効果であるということがはっきりしてきました。

新聞各紙は、そのような中で、統一地方選挙を迎えるのは危ないからということで、安倍内閣の選挙対策だというように、地方創生やローカルアベノミクスを評論しました。

けれども、私は、そういう甘いものではないと当時から言っていました。というのも、第一次増田レポートが昨年5月8日に出版して、ほってお

いたら 2040 年には半数の自治体が消滅する可能性がある。その中には、東京都豊島区も入る。にわかには理解しがたい推計値が出ます。

よくわからないのは、20 から 30 歳代の女性だけを取り上げて 2005 年から 2010 年のわずか 5 年間の変化をもとにシミュレーションをして、東京一極集中という傾向が最大のブレで続くとしたらどれだけ減少するかという計算の仕方をしている点です。ともかく若年女性人口が半減以上するところを消滅可能性都市と呼んだわけです。かなり無理のあるシミュレーションでした。しかも、それで自治体が消滅するというのは全くの間違いです。極論で言いますと、いまの地方自治法では、一人でも地方自治体は残ります。つまり、自治体がなくなるというのはどういうときかといえば、合併の時しかありません。自らの自治権を返上するという場合です。しかも、自治体の構成員である主権者は若い女性だけじゃありません。それ以外の年齢層の女性、そして、われわれ男性がいるんですよ。それを全く無視した議論です。第一次安倍内閣は、道州制への基盤整備を図るために第 2 次平成の大合併をやりたかったわけですが、うまくいきませんでした。第二次安倍内閣でも、2 年にわたり道州制推進基本法案を国会に上程さえできなかった。それは、第 1 次市町村合併の破綻、失敗が尾を引いているからです。

そこで、ショックドクトリンという形であきらめさせる戦略に出たと考えられます。その上でもう一度、道州制に向けた基盤整備を図っていくというのが、実は、地方創生への私は最大の狙いであつたと、昨年 10 月段階での講演録をもとに『「自治体消滅」論を超えて』という本に書きました。

それを昨年末総選挙向けの自民党の「政権公約 2014」という公約文書が実証してくれました。正直に書いています。「道州制の導入に向けて国民的合意を得ながら進めてまいります。」次です。「導入までの間は、地方創生の視点に立ち、国、都道府県の役割分担を整理し、住民に一番身近な基礎自治体、市町村の機能強化を図ります」。道州制はすぐにいかないから、その間のつなぎとして地方

創生をやるんだということが明確に示されています。しかも、地方分権改革と一体です。その際には、基礎自治体重視で、都府県というものに関してはそんな重きを置いていませんよとも述べています。これは、道州制に向けては都府県を空洞化していくというのが最大の狙いですからね。

それから、「基礎自治体の機能強化」と書いています。これは、人口 30 万人くらいの基礎自治体に拡大していくということです。こういうことを目指したいという意図が込められた文章です。しかも、地方創生担当大臣の石破さん、彼は国家戦略特区担当大臣であり、地方分権改革担当大臣でもある。それに加えて、昨年 9 月に指名を受けたときには安倍首相から道州制導入に関して検討してもらいたいと指示を受けています。強面の顔であちこち行って、にこにこしながら、「ここの特産品はおいしいですね」とかやっていますけど、実は、あの顔の奥にはこの仕事があるわけですね。

そういうような国家戦略特区と地方創生はどう関係しているかということですが、これも「政権公約 2014」でしっかりと書いています。

「地方創生を規制改革により実現し、新たな発展モデルを構築しようとするやる気のある志の高い地方自治体を国家戦略特区における地方創生特区として早期に指定することによる地域の新規産業創出を、雇用を創出します」としているのです。

いま頑張っている地域経済の担い手である農家、協同組合、中小企業を育成するというのではなく、そうではなくて、規制改革によって、外から新しい力を入れる、だからこそ「創生」なんだということです。さらに、東京、中央資本から見た「地方」です。明らかに上から目線ですね。

では、特区で何をやっているのか。もうすでに先行 6 区で動きが見えています。新潟市では、産業競争力会議の委員をやって減反廃止を言っていた新浪剛史、ローソンの元会長であります。そのローソンが、ローソンファームという農業生産法人を認めさせて、そして、6 次産業施設ということで、製造工場と販売施設を設けた農地の転用を認めさせた。これも農地法の規制緩和をさせまし

て、農業委員会の許認可権の一部を市長に移し、市長が独断でこれを認めていくという仕組みです。これを一般法にしたのが、実は農協解体法であり、さらに、農業生産法人の法制度の改革であり、農業委員会制度の公選制の廃止をはじめとする法改定につながっているわけですね。その最初の事例が新潟でのローソンの進出です。

あるいは、兵庫県の養父市、これは合併した名前でありまして、もともとは八鹿町をコアにした自治体です。ここでも中山間地域の耕作放棄地を何とか利用するために民間企業に開放したいということで、農業委員会の権限の一部、特に農地法第3条という農地の農地としての取引の許認可権を、市長権限に移しました。結果的にオリックス不動産がやってくる、ヤンマーが入ってくる、アグリビジネスの草刈り場になっています。

他方、この東京圏や関西圏では医療が中心です。国際的な医療ビジネス、医療ツーリズムのため、外国人医師に特別な許可を与えて、治療行為を認めていく。こういうことを空港周辺から始めていくというものです。TPPがらみの医療分野における規制改革、これを先取りしてやっていくという方向ですが、その際に、労働規制の緩和が目玉となっています。

外国で解雇自由の国があります。そこから参入し、労働問題が起きたときに困ってしまうでしょう。労働相談センター的なものをあえて国が設置していく。これは、労働者のためではありません。経営者のためです。こういうことまで用意して、外国からの資本導入を進めていくとしているわけです。

あわせて、解決金による解雇事由の法制度整備、これを新しい成長戦略に盛り込んでいく準備もしているわけです。もう1つ、地方自治との関係で問題があるのは、特区指定を受けた特区地域会議です。ここも経済財政諮問会議の委員が民間委員として必ず入ってきます。そこで、特区として何をなすべきかということを決めるわけですが、その委員の一面に事業提案企業が入る仕組みをつくりました。関西でいうと阪急電車とか、塩野義製

薬が会議に入って提案していく。本来、日本国内のある限られた地域にかかわる特定の法律であれば、これは憲法上住民投票が義務づけられています。これ全く無視して密室で決めてしまっている。これが、国家戦略特区に関わってしまっている実態です。

私はこういう安倍流の地方創生のあり方というのは、根本的に矛盾があると思っています。どういうことか。地方創生という言葉は、一見、地方を大事にしますよというメッセージを込めているようですが、実態はそうではないわけです。というのは、TPP推進で躍起になっていますよね。それは、明らかに農業だけじゃなくて、この東京の地域の産業や人々の暮らし、医療や福祉にかかわる問題です。これを破壊する。あるいは、あとで申しますが、政府調達ということは、地方自治体が公契約条例などをもって地元優先で発注ということ自体を許さない。TPPは、こういう中身を持っているわけですから、これは、地域の再生と全く対立する方向です。

それから、2番目です。いま、政府はグローバル企業の国際競争力の強化、「稼ぐ力」というものを重視しています。そのために、ますます労働者の非正規雇用化、労働者派遣法をさらに改悪をしていくとしています。あるいは、先ほどの解雇事由につながるような法改正、あるいは、ホワイトカラーも含めて残業代支払わない、ホワイトカラーエグゼンプション、これも導入したいということ等を、ずっと言ってきていますよね。これは、低賃金政策であります。

ところが、増田レポートや地方創生で前面にたてている「少子化問題」はなぜ起こったのか。私は、根本的などころで言うと、若い人たちが結婚して子ども生めなくなってしまった。そういう経済環境がつくられた。ここに主因があるんじゃないかと思っています。

レジュメの表に、左側に年収別、雇用形態別の既婚率というものがあります。2010年の内閣府調査です。日本の総人口が明確に減少過程になってくるのは2008年からです。思い出してほしいのは、

2001年から小泉構造改革、そして、そのあと、第一次安倍内閣が続いたことです。そこで、労働者派遣法もどんどん拡大されてしまった。派遣切り問題が2008年、リーマンショックのときに起こってしまったんですね。この表を見ますと非正規雇用の男性の30代を見てください。既婚率はわずか5%台です。そして、300万円未満の所得層でいっても9%台ですね。1割ないんですよ。しかもこういう非正規雇用が最も量的に集積しているのはどこかといえば、この東京ですよ。少子化問題は地方の問題ではない、合計特殊出生率が一番低いのは東京都です。ここでの若者が働く環境をどうするかという問題、そして、賃金をいかに上げていくかという問題、これこそが最大の問題である。「地方創生」という言葉は、この問題をかき消してしまうような誤解を与える言葉なのです。

そして、さらに日本の雇用者報酬が問題です。国民所得全体を占める、サラリーマンが受け取る全体所得が異常なんです。日本は95年を100としますと、2009年が90と10ポイントも、絶対的に減少しているんです。同じグローバル競争のもとにありながら、アメリカ、イギリスではほぼ2倍ですよ。これでは、国民経済全体がよくなるはずはないわけです。「グローバル競争に打ち勝つため」と言いながら日本の企業だけが、大企業が中心になって賃下げ競争をやっている。その結果、国内市場がどんどん圧縮されてしまって、縮小再生産が起こってしまう。これこそが最大の問題なのです。ここにもメスを入れようとしていない。

さらに、「選択と集中」ということで、地方の中核都市、人口約20万から30万人以上のところに、行政投資を集約していくことが地方創生のもう一つの狙いです。この連携中核都市と呼ばれている20万人以上の自治体の比重を、表に示しました。見て欲しいのは2012年度の20万人以上の自治体数の比率は自治体数の7.7%ですが、人口で見ますと52%と、確かに過半数占めている。ところが、面積を見てください。わずか11%です。この中には、静岡市とか浜松市とか京都市のように圧倒的な農林地帯を有している自治体も入っていま

す。

つまり、中核都市を「選択と集中」ということは、国土の9割を管理している小規模自治体への行政投資を引き上げ、中核都市に集中することです。それは何を意味するか。明らかに災害の時代を迎えて、国土保全上、極めて大きな問題を起こす災害リスクを高めていくという話です。

さらに、日本の食料自給率もエネルギー自給率も先進国中最低です。国際収支を見ますと、3年連続貿易赤字です。高度経済成長期のように貿易黒字をつくって、翌年の食料や原油を輸入するという力がなくなってしまいました。その中で、エネルギーや食料を国内や地域内で、地産地消ということで、いかに安定してつくるかが大きな問題になっているわけです。これが、国土保全にもつながっていく。こういうことを考えるべき時代なんですけれども、今の政府はそういうところにも全く目を向けようとしていない、ここにも大きな問題があると思うんですね。

そして、地方分権の流れに背いて、地方創生政策には中央集権的な色彩が色濃く出てきている点も問題です。例えば、交付金や交付税の仕組みを変えて、地方自治体が数値目標をどれだけ達成したかをチェックして財源配分を決める財政誘導の仕組みが入っています。政府の掲げる目標に沿わなければ減額する可能性もある。さらに、人の派遣やビッグデータの活用と管理を押し付ける。むしろそういうものを中央に集中することで、後々の地方構造改革にもつなげていこうという動きが加速化しています。情報の一元化ということです。

このようなやり方に関しては、地方自治体の首長さんたちから猛烈な反発が出てきます。中長期的な時間をかけて地域づくりはできるわけですけれども、極めて短期的な成果しか求めていないというところに大きな問題があるかと思えます。

Ⅱ なぜ、いま、中小企業振興基本条例に関心が高まっているのか

さて、そういう情勢のなかで、なぜいま、中小企業振興基本条例に関心が高まっているのか。これまで言ってきました地域経済の衰退や災害の頻発ということが背景となっていることが第一です。第二に、法的なところでいきますと、地方分権の流れが1990年代末から明確になってきます。地域産業政策に関しては、99年の前までは、国が政策をつくり、地方自治体はそれに準じた施策を講ずればよいという付属品的なものでした。だから、補助金や融資の上乗せとか横出しとかが主だったわけですが、それが変わってくるわけですね。1999年の中小企業基本法の改定、そして、食料・農業・農村基本法が農業基本法にかわって制定されます。この両者の法律に同じ条文が出てきます。ここでは中小企業基本法第6条を取り上げてみました。読んでみます。「地方公共団体は、基本理念にのっとり、中小企業に関し国との適切な役割分担を踏まえてその地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」。責務というのは責任があるんだよという強い意味です。国が施策の責任を放棄したことは、極めて大きな問題です。けれども、他方で、この条項を活かせば自由に、産業政策は策定し、実施することができるということなんです。

さらに、2010年6月、先ほど菊池さんの挨拶にありましたけれども、民主党政権のもとで中小企業憲章が制定されました。閣議決定でありますけれども、みなさんのお手元にあるこの青い小さなパンフレットです。これは、全商連さんとか、中小企業家同友会のみなさんが、EUで制定した小企業憲章と同様の、中小企業を第一にした政策理念を政府に求めて運動された、成果です。

ここで「中小企業は経済を牽引する力であり社会の主役である」と非常に格調高い規定がなされています。政権が代わったあとも、この考え方は踏襲しているということを、現自公政権も一応表明しております。これがもう1つの法的根拠です。さらに、その後、2014年6月、これまでの施策はどうしても中堅企業のところに光を当てがちであ

り、従業員5人未満の小規模企業というのがなかなかその対象にならなかったということで、小規模企業振興基本法が新たに制定されました。ここでは成長という言葉だけではなくて、事業の持続的発展というものを重視する、これまでとは違う持続性という視点、これが入ったことが大きなポイントです。しかも、同法でも地方自治体としての計画策定、実施の責務が書かれています。

したがって、中小企業振興基本条例をそれ前に制定していたところでは、小規模企業振興をどう入れ込むかというのが、もう一つの、改定の課題になってきています。

そして、さらにもう1つ、今年4月に都市農業振興基本法が制定されました。都市化地域の中での農地、ここを振興することが産業政策だけではなくて、環境政策、防災政策、いろいろな形で、必要になってきているという認識を明確にした上で、やはり地方自治体として、それをどうするかという、計画をつくる、執行する責務があるとしています。

したがって、いろんな地域ごとの特性にあわせた法律的な条件が整備され、これを地方自治体として受けて、どう施策をつくるか、計画をつくるか、こういうことが問われてきているといえます。

いま、地方創生総合戦略が上から指令されてきていると話をしました。けれども、下から、それぞれの地域に合わせた形で、小規模企業、あるいは農家、都市農業、これをどうするかということを含め込んだ地域経済・中小企業振興の施策体系、それを体系化した条例づくりが求められてきているのです。だから、名前としては中小企業振興基本条例という名前もあれば、例えば、農村部でいえば地域産業振興基本条例とか、農業商工業振興基本条例でも構わないんです。地域の個性に合わせた名前や形でつくりあげていくことが必要になってきているということなんです。

Ⅲ 地域を豊かにするには 地域内再投資力と地域内経済循環の重要性

さて、地域経済を豊かにするとは、どういうことなのでしょう。先ほども言いましたが、大規模公共事業を入れて企業誘致をしていこう、そうすれば地域が活性化するんだということは、1960年代から言われてきたことです。けれども、そうならなかった。

結局は、公共事業を受注しているのが東京に本社を置くゼネコンであれば、その本社の立地点のほうに富が集中してしまう。それが、東京都内でも循環していかないという構造があるわけですね。企業誘致したとしても、その利益は本社のある東京にいつてしまう、横長の図を見れば明らかです。法人所得の全体の43%近くが、海外から、あるいは、全国各地の分工場、支店、そして大型店の店舗から東京の本社に集中してしまう。せつかく地方でお金を稼いだり投入しても、こういう構造になってしまう。

たまたま、昨年9月に白川前日銀総裁と2人で、京大で講演をした際に、白川さんが面白い表現をされていました。なぜ、地域経済がうまくいかないのか、それは、これまでは「回転ドア方式」だったからだといわれたのです。回転ドアとはどういうことか。公共投資でお金入れたとしても、その地域からくると回って、ホテルの回転ドアのように、出ていってしまつて東京に戻つてしまう。さらに企業誘致したつて同じだと。私が言っていることと同じことをこういう言葉で言われまして、私は、我が意を得たりという気持ちになつたわけでありませう。

では、どうしたらいいのか。それは、地域の圧倒的な担い手である中小企業や農家や協同組合の地域内で再投資をする力を量的に、質的につけるということです。量というのはお金の投資額です。地方自治体の財政的支援だけじゃありません。地域金融機関の融資、投資を受けながら、その投資規模をふやしていくということです。さらに、質的とは何か。ものをつくる、農業や工業も入ります。製品開発、あるいは、農業生産でいえば農業改良、により生産力をつけていく。これに公共が系統的に支援するというこつです。

そして、販売力がやはり弱いですよ。それに対する支援、マーケティング支援を行う。そしてさらに、経営の力をつけてもらう。ITをしっかりと経営に活用した施策をつくる。こういうようなことを強めていけば地域内で再投資する力ができ、かつ、地域内で取り引きをして地域内経済循環を強めれば、その付加価値が地域に落ちて広がっていく。

これは、湯布院の表を見ればわかります。湯布院町は、市町村合併していまは由布市になってしまいました。湯布院町時代の最後の町勢要覧をもとにつくつた表です。この湯布院では、できるだけ湯布院でできた農産物を湯布院で加工して、湯布院のお店で売ろうじゃないかと地域の産業連関をつくつてきました。それと併せて、湯布院の最高の宝物は何かと調査、議論し、あのきれいな由布岳と農村景観であるという合意をつくりませう。農村景観を維持するためには、おいしく、かつ有機栽培でつくつた農産物については再生産可能な価格で買い取ろうということ、地元農家から農産物を旅館とかレストランの方々が連携して買つてきました。

その成果です。91年のバブル崩壊後京都や高山、金沢は、観光客数も観光消費額も激落しました。見て下さい、湯布院は、90年から95年にかけて、観光客数も観光消費額も商品販売額も製造品出荷額も農業生産額も増えていく。こういう好循環を描くことができた。しかもこれは、30年来の中小企業、農家、自治体の共同による成果なんですよ。実は、湯布院町はそのあと合併をしてしまいました。景観を守るための条例は死文化してしまいました。外からたくさんの方が入つてきています。景観も乱れています。自治体があるということ、そこつ協働することが、地域の持続的発展につつていかに大切かということを示している事例でもあるわけですよ。

さて、地域内で経済循環をすることによつて、全体としての地域内再投資力を高めることができるということですが、決して、自給自足というイメージではありません。販売先としては、海外と

か都会でもいいんです。肝心なのは、商品やサービスを売った利益が必ず地元に戻ってきて、地域の中で循環していくということ、あるいは、地域外から来ている大型店とか分工場に關してもできるだけ地元から雇用とか商品を購入するということ誘導する、すなわち地域貢献を誘導することが大切だということです。後者は、アメリカでいうとローカルコンテンツ法ですよ。地域にしっかりと貢献するようなことやればその企業を優遇しますよというものです。こういう形で、法的な整備をしていくということも必要ではないでしょうか。

こういう地域内再投資力を高めていけば、それにかかわる家族というのは、住民の圧倒的部分ですよ。だって8割近くを超えるわけですから。そうしたら地域の住民全体の生活の向上に必然的に通じてきます。そしてさらにですね、景観も国土も保全されていく。とりわけ農林業の役割が大きいのです。災害防止機能も高まる、こういう視点を持つことが必要ではないかと思ひます。

その際にはやはり、中小企業は単に経済的な側面で圧倒的な部分を占めるだけじゃなくて、PTAとか、あるいは消防団とか、あるいは町内会とかで、地域の社会組織の役員の担い手というのは、圧倒的に中小企業の経営者であり、その従業員、家族が多いんですよ。決して転勤族ではないわけ。その地域の中での文化活動、お祭りとか、さまざまな文化活動の担い手もそうです。それが地域の住民の心の元気をつくっていく。これも被災地でよく見られることです。

そういうさまざまな機能を中小企業や農家は持っているわけです。その全体の力を引き出していくということが地方自治体には求められていますし、地方自治体には大きな力があります。小さな自治体であればあるほど、地域の最大の投資主体なんです。財政規模が相対的に大きい、しかも、事業所で働いている従業員数はだいたい一番多い。雇用の力もある、購買力もある。そういう力に加えて、条例制定権とか公共事業や物品の発注とい

うことを通して地域経済にさまざまな機能、あるいは法的な取り決め、各種計画やルールをつくり、それに系統的に取り組むような力、法的権限を持っているわけです。こういうことも、非常に大きなポイントではないかと思ひますね。

そして、何よりも地方自治体というのは、主権者はトップの首長ではなく、あくまでも住民です。この住民の圧倒的な部分が中小企業、農家関係者ですよ。だとすれば、その要求に合った政策をやれば当然地域全体の経済の向上に合うような施策になるのは必然であるわけです。これを具体化した典型的なものが中小企業振興基本条例であるわけです。

IV 中小企業振興基本条例を活用した地域づくり

中小企業振興基本条例について、時間がだいぶなくなってきましたけれども、あとの討論の必要などところまで話をして終えたいと思ひます。この基本条例は、単に税金を安くしますよとか、あるいは、補助金を出しますよというための根拠条例ではありません。これらは実施条例と言ひます。そうじゃなくて、地域づくりの主役は中小企業である、地域づくりを進めるために系統的支援を自治体が責任を持ってやりますよということを定めたものです。そう意味で、理念条例であり、基本条例であるわけです。その際に、中小企業の規定が地域によってはかなり違ひます。単に製造業とかというイメージではなくて、建設業とか、サービス業、その中には医療、福祉サービスも入れる、あるいは、農業も入れようじゃないかというところが、いま、増えてきているわけですね。

さらに、金融機関の役割規定。これは、愛知県条例が2012年で初めてつくりました。金融機関もできるだけ地元の企業に情報や信用を供与するよう努めると、こういうようなことも盛り込むというようなことも始まりました。さらに、地域内経済循環、農商工連携というように目標を前文に掲げて、そこに福祉法人も入れて、福祉サービスに必要な食材とか、あるいは、雇用に關しても地域

に貢献しますよとか、こういうことを検討しているようなところも出てまいりました。私が条例制定にかかわった京都府与謝野町はそういう考え方で条例をつくりあげました。

小規模零細企業に関しても、早くから、愛媛県の東温市あたりではターゲットを決めて、うちの町ではほとんどが小規模零細企業だからここを育成するための中小零細企業振興基本条例を、国の法律を先取りする形でつくっています。

条例を制定してどのような効果があるかとよく聞かれます。先行自治体のところでいろいろとその成果を見ていきますと、実は、特効薬という形で、すぐに効くというようなものではありません。そういうことを期待する方も多いんですけど、私は漢方薬だというふうに言っています。じわじわと効いてくるというような役割の条例ではないかと思うんですが、そのためにいくつかのものがが必要です。

まず、地域の経済状況がどうなっているか。特に、経済の担い手である中小企業者、農家がどういう存在状況であり、どういう経営をやっている、どういう得意技を持っていて、どこに悩んでいるか、どういう行政の要望を持っているかということをしかりと調査するということです。

東京都墨田区が日本で最初に条例をつくり、全商工事業所の悉皆調査をやった。これに基づく施策をつくることによって、確実に成果が得られるような政策を生み出し、実施することに成功してきました。さらに、事業者からの要求に基づいてさまざまな具体的な取り組みがなされ、10年間で、例えばフロンティアすみだ塾の取組みで、100人くらい卒塾生がでています。彼らは2代目、3代目なんですけれど、親がやっていた業種と全く違う業種で、コラボして新しい仕事を始める、あるいは地域の中で自治体と連携しながら地域づくりをやる担い手になっていくという、こういう役割を果たすようになってきています。

さらに、ある一定の事業をやったときにどれだけの成果があったのかということをチェックする組織をつくることです。千葉県、今日、広浜さん

が千葉から来ておられますけれども、千葉県の中
小企業振興基本条例では、中小企業の当事者が、
施策立案、あるいは、事業の進捗状況にかかわっ
て検討する会議体に入ってきました。産業振興会
議という名前がよく使われるわけですが、そこで
当事者感覚でよりよいものにしていくチェックが
できる。

すごいなと思ったのが横浜市の場合です。横浜市
では、議員提案で条例ができて、その中に市は毎
年どこまで成果があったのかということを経済に
報告するという条項があります。議会への報告義
務ですけれども、いま、私たちは、横浜市のホー
ムページを通して100ページ近くの報告書を手
に入れることができます。レジュメに、契約部の過
去5年にわたる工事契約、物品調達、委託サー
ビスの、地元中小企業からの調達件数と調達額、
これを貼り付けておきました。これが全部わかる
んですよ。区役所別までわかるんです。

政令市の区でここまでできているのは、私は、
横浜市以外知りません。横浜市役所の職員、市
労組の方に聞いたら、横浜市役所内で変化が起
きているということでした。それまでは安ければ
いいという安易な発想で契約をやっていただけ
けれども、自分たちの担当部署でどれだけ地元
貢献しているかを考えながら発注するようになった
そうです。これを競うようになったといいます。い
い競争です。こういうような形で、しっかりと進
行管理できる仕組みをつくることによって、より
効果を高めることができます。

あるいは、帯広市の場合は、条例に基づく産業
振興ビジョンづくりのために市内のさまざまな業
種の経営者や信用金庫の方に会議体に入ってもら
う。そこで信用金庫のトップが変わるわけです。
自分たちは協同組合原理で動いている。組合員
である地元の中小企業や農家の人たちが元気でな
ければ存在意義がない。ということで、リーマンシ
ョックがそのあとに起こるんですけど、できるだけ
多くの融資をしていきます。結果的ですね、この
帯広、十勝管内での倒産件数とか、あるいは信
用金庫の代位弁済比率は北海道内最低でした。そ

れだけじゃないんです。信用金庫の中に地域経済振興部を新たに立ち上げて、日銀の現役のスタッフをヘッドハンティングしてきます。もともと帯広出張所におられた秋元さんという方です。この方が地域経済診断、経営コンサルだけではなく、マッチング事業もやります。異業種交流、あるいは、その販路として東京都内とか静岡県内の姉妹都市、さらに上海の企業と取り引きを結ぶ。こういうような形で信用金庫が自治体と一緒に動き出すと鬼に金棒です。

先ほどの地域内再投資力を高めていくことにつながる。これは条例に基づく議論なしにはできなかったことなんですね。条例をつくっておしまいというところも残念ながら増えてきています。そうではなく、条例に魂を入れるということで、こういう取り組みを産業振興会議などで行政と中小企業関係当事者が一緒にやることによって、地域経済全体が振興していくことになるわけです。

V グローバル競争に左右されない個性あふれる地域経済・社会の再構築と自治体

最後に小規模自治体の話もした上で終えたいと思います。グローバル競争の中で、恐らく価格競争だけでいくと、これから、インドとかあるいはベトナムとか、アフリカが待っています。もう破滅的な競争になるだけです。

そうではなくて、一番大事なキーワードは個性ではないかと私は考えています。その地域にしかない、企業にしかない商品やサービス、あるいは、観光資源をいかに磨き上げていくか。そうすることによって、互いに交換したり、共生する、交流することができます。大都市と農山村、あるいは、先進国と途上国がそれによって共生できるわけですね。そういう時代をつくる必要があるんじゃないかと思うわけです。

では地域の個性は何なのか。それを知るために調査が必要なわけです。調査で個性がわかったら、今度はネットワークです。自主的に企業がネットワークをつくるという動きもあれば、自治体がそ

のサポートをするというようなやり方もあります。前者が湯布院であり、後者が先ほど言いました墨田区なんですね。

こういうような形でやっていくということと、もう1つ「年金経済」と書いたことが重要です。これは、所得計算の中には通常入ってきません。区市町村所得統計とかには、再分配所得なのでできません。けれども、かなり大きな金額なんですね。この年金を狙っておれおれ詐欺とか、ニーサとかが動くわけですね。けれども、この年金を地域内に循環することによって、より若い層の仕事ができ、所得が回っていきます。

私が長野県栄村で2000年代初頭に調査したところで、約10億円でした。人口2,000人で約高齢化率約40%の村です。当時の村の商品販売額は11億円で、村の役場の歳出規模が30億円であり、その3分の1にあたります。実は、大都市ほどこの金額が多い。厚生年金とかが多いわけですから。このような地域の年金経済を、福祉施策を通していかに地域に循環させて、仕事づくりにつなげていくかと、こういう発想も必要になってきているのではないかと思います。これを実践してきたのが小さくても輝く自治体フォーラムの会に参加している多くの自治体なんですね。

あとで、大玉村の浅和前村長にお話をしてもらいますけれども、実は、少子化という問題に対して合計特殊出生率を調べていきますと一番低いのが東京都です。このフォーラムに参加する自治体を、平均すると、その2倍近くあります。ものすごく高いです。しかも人口を増やしている自治体がある。大玉村もそうなんです。あるいは、会長を務めている前田さんの宮崎県綾町も人口が増えています。あるいは、離島の隠岐の島でも海士町では人口が増えている。

10年以上にわたってしっかりとした定住政策と産業づくり、住民とともに自治体が汗を流してきた。そして、産業政策、福祉政策、国土保全政策、再生可能エネルギーどうするかということで、知恵を出し合いながら、やってきた。これが大き

な成果として、いま、成果を生み出しつつあるということだと思っうんですね。

おわりに

これらの取組みからわかることは、団体自治と住民自治、これが結合して地域づくりが前進するということです。大きな自治体ほどこれが難しい。それで、小規模な単位で地域自治組織をつくるのか、政令市の区のところには産業政策ができるよう

な権能、これを与えていく、認めていく、そこに住民代表も入っていく。こういう小さな自治体と同じようなものを埋め込んでいく。こういうことが大都市のところでは必要になってきているのではないかと思うわけです。

ということで、最後、ちょっと駆け足になりましたけれども、あとでパネルディスカッションのところで補足もできるかと思っますので、これでひとまず私の話、問題提起を終えたいと思っます。ご清聴ありがとうございました。

《シンポジウム》



中小企業家同友会

広浜 泰久 幹事長

中小企業振興基本条例づくりについて



皆さんこんにちは。

いまご紹介いただきました広浜です。このシンポジウムのレジュメ集のなかに

私ども中小企業家同友会の文章である労使見解についての記述がされております。それを参考にさせていただきながらお話をしていきたいと思っております。

まず自己紹介ですが、2つします。1つは会社のことです。株式会社ヒロハマという会社を営んでおります。一斗缶についているキャップとか手環などの部品を製造しています。

もう一つは中小企業家同友会全国協議会の幹事長をしています。中小企業家同友会は、全国47都道府県にありまして、会員数は約4万5千名。

「良い会社」「よい経営者」「良い経営環境」をつ

くろうという三つの目的のもとで、全く自主的に活動しています。「良い経営環境づくり」の運動の一環として、中小企業憲章・中小企業振興基本条例の制定にも関わってきています。

制定の時に積極的に関わるのはもちろんですが、会として「憲章・条例推進ハンドブック」を作成したり、毎年6月には「憲章・条例推進月間」を設けて様々な活動を展開しています。昨年でも延べ2,340名ほど参加しています。

中小企業憲章と中小企業振興基本条例

中小企業憲章は、Think Small First という考え方プラス中小企業の社会的役割にも言及しているのが特徴です。本社のある墨田区の町会で役員もしているのですが、ほとんどの役員は地元の中企業の人達ですので、社会的役割というのは確かにあるなと思います。

あと、この中小企業憲章は自助努力を大切にしています。憲章を見ていただきまして、そうですね、基本原則のところを見ていただくと、考え方

として、中小企業はたいへんだから助けてくださいという、そういう論調にはなっていないのです。中小企業が頑張る、その自助努力をあくまでも大切に、それを支援しようという、そういう論調になっているのですね。

1番目のところなんか見ると、中小企業がその力を思う存分に発揮できるよう支援するという。2番目は起業を増やすという。3番目は、創意工夫で新しい市場を切り開く、中小企業の挑戦を促すという、そのような形の論調なのですね。そういった自助努力をあくまでも前提とする。その上で、その努力が報われるような形は作っていきましょうね。作ってくださいね。そういうような形での特徴というようになっています。

それを受けた形での条例というものが多くなってきていますので、先ほども岡田先生からお話がありました、もちろん行政の役割は明確に示されているわけですけど、それ以外のいろんな方々、活動主体、たとえば金融関係についても最近はや及されています。大企業の役割も言及されたり、あるいは知事さん、どういうことをやらなきゃいけないか、そういうのも言及されたりというような形での条例になっているというのが、最近の特徴かなというふうに思うのですね。

憲章というものが制定されて、決められて、閣議決定されて、それから各条例も作られていますので、それに沿った形でのいろんな施策は実はずごくたくさん展開されてるんですね。どれぐらいあるかって、この今日お手元にも用意されていますが、ガイドブックがあるんですけど、こんなにたくさん見ることができません。ほんとうにすごいたくさんの施策が展開されています。ただ、これが十分に活用されているかどうか、そこがポイントで、それについてはもうちょっと後でお話をしていきたいと思います。

こういった形で条例が作られているのですが、それがほんとうに活かされるかどうかという、そこにいろんな課題もありまして、そのポイントが何点かあります。その最初のポイントは、先生からもお話ありましたけど、作る段階で実態調査

がちゃんとされているかどうかですね。墨田区ではもう悉皆調査って、すべての事業所を調査したっていうお話がありましたけど、千葉の場合でも、悉皆調査まではしなかったですけども、地域勉強会と称して、約70回ほどやっていました。そういうのがベースになっているっていうことだったかなと思います。

そういう事前の準備が十分されてないでできてしまっている条例も、結構過去にもずいぶんありまして、われわれはそれを「できちゃった条例」ってよく言うのですが、知らない間にできてしまったぞみたいなね。あんまり生きてないなっていう。何かを、施策を展開するために用意したっていう、そういったものにとどまっていると。

われわれ千葉で作ったときに、実は私自身も関わらせていただいたのですが、作るための産業振興会議みたいのがあって、いままではそれに参加させていただいてなかったんですけど、条例作るぞっていう話になって、初めて同友会も参加してねっていう話になったんですね。その会議に行くと、知事さんが、「これから条例作るので、皆さん意見出してください」って言うんですよ。そういう段階になって何で同友会が呼ばれたのかってすごくよくわかった。他の団体からいろんな意見が出るんですけど、どんな意見が出るかっていうと、どういうことをやったらいくらお金が出るんですかっていう、そういう質問ばかりなんですよ。

そうじゃないだろうって僕なんか自分で思っていて、自分自身も意見言わせていただきました。やっぱり前文とか、前文じゃなくてもいいんですけども、とにかく中小企業の役割と重要性というものを、まず冒頭にしっかりと明記してくださいというお話はさせていただいたんですね。じゃないと、一般県民から見て、「それ何なの？」って、「中小企業だけ優遇するの？」っていう、そういう形に絶対なるからということでお話しさせていただいて、実はそれも織り込まれながら作られてきたということで、非常に自分たちとしてもうれしくは思っているとこなんです。

そんな形で、実態調査があって、そういう理念を含んだ条例にしておく。それプラス、振興会議ですね。作った後、じゃ、どうなってるのかと。PDCAを回すための振興会議をやる、あるいは円卓会議って呼んでいるようなところもありますけど。そういったものがないと、結局作っただけになってしまうということになって、横浜なんかほんとに素晴らしいなというふうに感じているところです。

そういった形で展開しているなかで、いろいろとわれわれの団体でもいろんな成功事例もお聞きしているんですけど、やはりさっきもお話した松山の関係なんかでも、初めっからちゃんと実態調査やるぞということと、条例作るよということと、あそこでは円卓会議って呼んでるんですけど、それを必ず作るよと、そういう三本立てっていうのを初めからそういうものを前提として作ってこういうような形で、実際、そういうふうになりましたっていうような、そういう成功事例のお話なんかもお聞きしているところです。

千葉同友会、千葉でやった場合のわれわれの取り組みのなかで、これは行政の人がすごかったなっていうふうに思ったのがあります。それは何かと言うと、条例を作るときに、同時に元気戦略というものを作ってたんですね。だから、条例ができたときには、それを、施策を展開するための動きがどんな形で、どこが窓口でやるかって、同時に全部決まっているんです。条例ができた、それに関する施策はこう、それを展開する窓口はこう、同時にスタートできたので、絵に描いた餅には初めっからならないという形でスタートできたというのと、あと行政の方が、関わっている人全員、たとえば地域勉強会とか、そういったところに参加してるんですね。この中心になった行政マンが偉かったなと思うのは、自分だって必ず異動になると。自分が異動になってもちゃんと運動が続けて展開できなきゃいけないから、関わっている人全部関わらせるんだっていう、政策的にそういうふうにしたっていうことなんですけど、素晴らしいなということを感じさせていただきました。

そんな形でやってまして、最後は問題がどこに

あるかということ、施策はいろいろできるんですけど、それを活用してどうか、できるかどうかっていうことなんです。こんなにたくさん施策あるけど、使ってる人はどうなんだろうということなんです。

行政の方々は一生懸命そうやって作ってくれるんですけど、活用するのはやっぱり中小企業家なんですよね。われわれがどれだけ知識を、高い意識をもって活用していくか、それが重要。

それほんとうにそうだなっていうふうに思ったのは、やはり条例推進の勉強会とかやって、行政の方も来ていただいているいろいろ話もしてくれる。成功事例も話ししてくれるんですよ。何か書いたものがあって読んでくれる場面があったんですけど、感動してて読めないんですよ。すごいいいこと書いてあるのね。経営革新か何かの事例だったんですけど、それにとりくむことによって会社全体が良くなりましたみたいな、簡単に言うとそういう話なんですけど、すごい感動してるわけですよ、自分が。だから、涙出てきて読めないんですよ。行政の人にも、こんな熱い人がいるのかなっていうふうに思ったんですけど。

だから、逆に言うと活用して何ぼなんですね。活用するのはわれわれだと。そういうことをあらためて感じています。

同友会では、労使見解っていうのがありまして、中小企業の労使双方にとっての共通課題っていうのがあります。これはお互いに頑張っても、それでも解決できない問題ってあるよねと。やっぱり給料高くしたいといっても、そういう条件がなければそういうこともできないし、そういう流れのなかで周りに対してもいい経営環境を作っていく働き掛けも必要だよねということ、ここでうたっているわけなんですけども。先ほどお話の出ている公契約条例、ありますよね。そういったものも、やっぱりわれわれの共通の課題としては、やはり設定されるといい方向には必ずいくんだろうなということ、あらためて感じているところで、中小企業家だけじゃなくて、国民の7割、働いている方々が、やはりそういったところにも意識を

向けなきゃいけないし、中小企業憲章にもあるような形で、中小企業家であることとか、中小企業で働いていることとか、そういったことに対して誇りをもてるような、そういう社会をみんなで作っていくという、そういうような流れが皆さんと共に作っていったらうれしいなということを感じているところです。

ということで、ちょっとオーバーしましたが、ありがとうございます。

岡田 ありがとうございます。

実は、3日前に盛岡で中小企業家同友会の全国総会がありまして、広浜さんとはそこでもご一緒させていただきました。9年前に中小企業振興基本条例制定のための分科会が設定されたそうですが、その時はごくわずかな自治体しか制定していませんでした。そこから数えて10年弱の間に170以上の自治体に増えました。おそらく中小企業家同友会だけでなく、全商連・民商も含めて各地で運動をされた成果だと思います。

いま、千葉県の場合もありましたけど、私は千葉の方にも私何度かお邪魔して担当者の話を聞いたことがあります。条例制定時は、前の知事、堂本さん時代だったんですね。知事から検討を言われた担当者は、最初は「ほんとうは嫌で嫌でしょうがなかった」そうです。ところが「でも、やり始めたらすごく面白くて、かつ、他の団体と違うのは、建設的な提案をちゃんと勉強していること。われわれとしてもものすごく勉強になったそうです。「けれども、結局施策としてどう落とし込むか

は、自分たち公務員のプロの仕事だ」ということで、自分の仕事のし甲斐を見つけるんですね。いまや全国の同友会の集まりの講師まで、その方はやっておられます。そういう方があちこちにいます。

もう1つだけ事例を言いますと、先月、香川県の丸亀市に行っていました。私はその産業振興推進会議の会長を今やっています。というのも、市から相談を受けて、条例を作ったけれどもなかなか前へ進まない。それ何とか業種横断的な地域づくりの取組みができないかと頼まれて、2年間通っています。何とかそういう議論ができるようになってきたのですが、そのとき、同友会の会員さんがとにかく調査をやるべきではないかと繰り返し発言されて、調査をやったんですね。あるコンサル会社に任せてしまったわけですけども、市の職員の方も一緒になって回りました。

そこで、ある提言が1つ出てきたんですね。補助金がきわめて利用しづらいと。たとえばいろんな試験、あるいは能力検定を受けるために、全部終わって資格をとらないと補助金が出ない仕組みだった。これを、複数事業者からの要望で資格取得のための補助金を申請段階で認める仕組みに変更したら、1カ月間でその補助金がなくなったそうです。補正予算でいま準備中です。やはり調査を入れることによって、中小企業の皆さんのニーズに合ったものができるんだと担当者もものすごく自信もちまして、いままた新しい発想で取り組んでいます。非常にいい相乗効果が出てきたなと感じているところです。

東京・大田区蒲田民商
佐々木 忠義 副会長

大田区の中小零細工場 60 社の独自調査から見えてきたもの、苦境打開の展望



私は大田区の東蒲田で息子と2人で町工場を経営しております。NC旋盤やマシニングセンターという工作機械で、半導体、真空装置、医療機械、治工具などの部品加工を行っております。集団就職で宮城県の石巻市から来て、この業界に入って53年になります。

私の話は、まず大田区の産業の特徴、それから最新の町工場のアンケートの結果と、そこから見えてきたもの、町工場復活の展望などについて報告していきたいと思います。

「このままでは日本のものづくりの集積が消える」の危機感から区に実態調査を要求し、独自調査も実施

大田区の特徴についてですが、全業種の中で製造業の割合が20%あり、全国平均の2倍となっています。機械金属加工のほぼ全業種が見られ、ほぼフルセットの高度な基盤技術の集積が維持され、その主役を町工場が担っています。大田区の町工場は約30年前になりますが、最盛期9190社あり、そこで働く人も9万8000人もいました。しかし昨年、大田区が町工場の全数調査を夏から秋にかけてやったのですが、町工場は3481社、従業者数も3万人を切り3分の1に縮小するという驚くべき結果が報告されました。

東大阪と並んで、日本のものづくりの技術的基盤、日本の宝と言われている大田区の中小零細工場の集積地が、日本経済の低迷と工場数の減少に

よる厳しい冬の時代になっているのです。「このままでは日本のものづくりの集積が消える」と、区内の民商や労働組合でつくる大田区不況打開実行委員会は、大田区産業経済部に町工場の実態調査を要求しました。区はそれを受け入れて昨年の秋、全工場調査を実施しました。その報告書は今年3月26日に発表されており、皆さんの手元にお渡ししてあります。

しかし、区の調査には、労働条件や消費税増税の影響などの実態をリアルにつかむ調査項目がありません。そこで、大田、蒲田、雪谷の3民商を中心に、不況打開実行委員会は昨年12月、独自に従業者1人から10人規模の町工場60社を緊急調査を行いました。

大田区の町工場は、従業者1人から3人というのが半数以上、9人以下は80%以上を超え、小規模事業者に特化した製造業の町です。これを踏まえて私たちは今、政策提言づくりを進めています。

次にアンケートの特徴について説明していきたいと思います。

60社の中小零細工場がアンケートに賛同して協力

工場の規模は、事業主を含めた従業員数3人以下が75%、9人以下だと88%です。大田区の工場全体では3人以下が5割、9人以下が8割ですから、小零細工場に焦点を当てた調査と言えます。

60社で働いている人は172人おり、平均した従事員数は2.9人、そのうち一般従業員数は1.3人です。中小零細工場が地域の雇用に大きく貢献している様子がうかがえます。

この調査では、従業員76人の内、正社員は70人おり、実に92%に及んでいます。小零細工場は正社員が当たり前なのです。大田区の工場集積の

高度な技術の背景にあるのは、正社員も家族従業員も安心して働き続けられるという雇用状態にあるということが明確になりました。

大田区は、中小零細工場と共に、商店街や住宅街が発展してきた町です。この調査でも、中小工場集積が雇用・地域経済を土台で支えていることが浮き彫りになりました。

区外から仕事を受注し、区内に仕事を回す—これが大田区の特徴

この調査で明らかになったのは、60社の受注先の53%が区外、外注先の65%が区内であるということです。中堅企業が大企業を含む全国の企業から受注し、仕事を区内の中小工場に回し、その技術力で作られた高品質の製品・部品を全国に納品しています。今回の調査で、この受発注構造が中小零細工場にも反映していることが分かりました。

しかし、大問題なのは、政府の大企業優遇政策のなかで、低単価と短納期、不況時の下請け切り捨てなど、下請けいじめが横行していることです。仕事があっても中国並みの単価を強要され、営業が成り立たないというのが大田区の現状です。

アベノミクスと消費税増税の経営への悪影響が鮮明に

売上が「前年度と比べた増減」を聞いたところ、「増えている」10%、「横ばい」25%、「減っている」63%。2014年4月からの消費税8%増税による影響については、「売上が増えた」2%、「変わらない」31%、「減った」67%です。利益についても同じような傾向となっています。問題は、いわゆるアベノミクスによる景気低迷で売上が前年比で「減った」「横ばい」をあわせて88%、消費税8%増税で売上が「変わらない」「減った」合わせて98%と、大幅に悪い影響を受けていることです。増税がいかに営業を困難にしているかがよく分かります。

国内総生産でも4～6月期で▲6.7%、7～9月

でも▲1.9%と不況が深刻化したことが、中小零細工場に手痛い打撃になっていることがうかがえます。

経営者の平均月額賃金 21 万円という驚くべき実態

調査では、働いている172人のうち約40%の人の賃金データが得られました。まず、経営者の月額賃金が驚くほど低くなっています。72%が20万円以下という回答をしています。推定平均額は21万円で、家族従業員はさらに低く、82%が20万円以下で、回答のあった家族従業員の平均賃金は17万円です。配偶者がまともな賃金をもらえていないと推測されます。

回答のあった一般従業員の平均賃金が約24万円、年額290万円で、一般の労働者よりかなり低くなっています。事業主と家族従業員と従業員全体の賃金は、単純平均で月額20.5万円です。

次に、労働時間と休日についてです。賃金の水準は労働時間と仕事の時間単価、加工賃に関係するので、まず労働時間を見ています。総じて労働時間は多くない傾向が強く表れました。大田区の町工場は、家族従業者1人から3人というのが半分以上いるので、だいたい日曜日でも仕事するのが普通なのです。だから、いかに仕事の量がないかってことです。私も若いときは、夜中12時前にやめたことはありませんでした。そういうのが劣悪な労働時間と賃金、加工賃と連動して、本当に大企業、親会社の言うままに仕事をしてきたというのが実態なんですね。

仕事の時間単価 2400 円では経営を維持できない

仕事の時間単価が2000円～3000円が48%と最多ですが、2000円以下が43%になっています。全体の平均値は約2400円です。この時間単価は何を意味しているのでしょうか。これまで算出した給料と労働時間から考察してみますと、ここでは週休2日制と仮定して、1人当たりの加工賃・売上

(月額)は、21.4日(月の労働日)×8.4時間(1日の平均労働時間)×2400円(時間単価)で、43.1万円になります。この1人当たりの加工賃・売上43.1万円から1人分の平均賃金20.5万円を支払い、さらにそこから工場家賃や電気工具などの工場経費、税金、借入金の返済などを支払い、営業を維持しているのです。

言うまでもなく、町工場経営者とそこで働く人々は勤労世帯です。明らかに中小零細工場は仕事がなく売上が減少し、時間単価2400円の状態に置かれているために、勤労世帯の平均的な実収入を得られず、平均的な消費支出さえ確保できていないのです。これが「日本のものづくりの技術的基盤」「日本の宝」の実態であり、「企業努力」を越えた日本経済の仕組みの制度的な大問題が存在しているのです。

工場集積地の未来に関わる高齢化と後継者問題の現状

事業主の年齢構成は、70歳代が最多で47%、60歳代が27%、40～50歳代が18%です。町工場の事業主は高度な技術をもつ現役労働者という側面と、経営者という側面との両面があります。また、地域で仕事をしながら町会や消防など、地域の活動に参加しているので、現役を引いた退職者、元労働者とも条件や存在感が異なります。

これらのことを考えると、高齢者が多いとはいえ、工場集積地は未来がないと即断すべきではないでしょう。後継者問題ですが、この調査で「後継者の有無」に回答したのは全体の93%でした。そのうち、「後継者がいる」は23%でした。また、「家族従業員がいる」と回答したのは24社、そのうちの88%が「後継者の有無」に回答し、「後継者がいる」が30%でした。

これらの高い回答率は、後継者問題にたいへんに関心が高いことを示しています。同時に、家族従業員がいる町工場に「後継者がいる」割合30%は、家族従業員に配偶者が多いことが推測されるので、決して小さい比率ではないと思われます。

また、「従業員規模の後継者有無」は、家族従業員と従業員が多いほど後継者がいる比率が多くなっています。家族従業員と小零細工場労働者への支援政策が非常に重要であることを示しています。

町工場集積の苦境の原因と今後の展望

以上の分析を踏まえ、こうした状況が生まれている原因と今後の展望について考えてみたいと思います。

たとえば私が一番初めに言ったように、工場数の減少に歯止めがかからなくなっている。原因は不況なんですね。構造的につくられた不況です。2000年以降、日本の大企業を中心に東南アジアに生産拠点を移した結果、中国でも日本の進出企業は現在2万3000社にのぼっています。多少の変動がありますが、現地の雇用は1000万人以上となっています。単純に言えば、それだけ仕事・雇用が日本から奪われたということです。いわゆる「産業の空洞化現象」です。国内の働く人や町工場を犠牲にし、海外で安く作り、利益追求しか考えない大企業の横暴です。企業本来の社会的責任を放棄した結果だといえます。

それでは、どうしたら大田区の町工場が本当に復活し、良くなる展望が開けるのでしょうか。

民商・全商連は、持続可能な社会をつくるためには、内需拡大と地域循環型経済への転換、再生可能なエネルギー政策こそ大事であると問題提起をしてきました。そのために、自治体ごとに地域振興の政策をきちんとつくって、地域住民と一緒にまちづくりをしよう運動してきました。

大田区製造業の場合は、第1に仕事の確保、これが決定的な条件です。私たちのやってきた仕事は海外にもっていかれ、仕事がなくなって苦しんでいるのが原因なのです。仕事を取り戻す運動がもっとも大事なことになってきます。日本の大手企業、親会社が、国内・地元の下請けに仕事を出すことが自然であり、当然のことなのです。これが地域循環型経済に基づく大田区の産業政策、製造業復活の第一歩になると考えています。

2つ目は、自らやっぱり仕事を起こしていく、そういう運動が大事だと思います。倒産・廃業が後を絶たない現状のなか、私たちは11社が集まり、原発に頼らない大田区の技術を生かし、風力発電の開発に取り組んでいます。2014年度の大田区の新製品・新技術開発支援の補助金を受け、試作品が完成し、今年度完成品をめざし取り組んでいます。地域の温かい支援を受け、頑張っています。

「中小企業憲章」「小規模基本法」などの法律を活用しよう

中小企業を守る法律は一体どういうものがあり、それがどのように機能しているかということです。まず2010年に「中小企業憲章」が制定されたことです。

憲章は、「日本の中小企業は社会の主役である」と述べました。私はこの間の経済産業省の交渉でもこの憲章を示して、「本当に中小企業を主役だと思っているのか、社会の片隅に追いやられているんじゃないか」と言ってきました。しかし、国内の雇用の7割、生産出荷額で5割を占めている。やはり主役なんですよ。

それと「下請振興法」です。私たち製造業では同法が非常に重要なかなめになるんですね。取引の単価の策定でも、合理的な算定方式にもとづき、下請け企業が適正な利益を含み、下請けと親会社が協議して単価の決定をするとされています。しかし、本当にそうなっているのでしょうか。中国並みの低単価ですからね。この機能をまったく果たしていない。

それから仕事の問題でも、「下請二法」により、親企業は下請け企業に常に仕事を出すことが義務化され、原材料の値上げの問題は常に協議して決めるとされています。しかしこれも、ほとんど守られていない。また、「支払い遅延法」なども含めて、法律が守られれば、大田区の製造業はこんなふうなひどいことにはならなかったはずですよ。

そして、昨年6月の国会で全会一致で可決しますと、しゃべれなかったところで、で

た「小規模企業振興基本法」です。1999年に423万者あった小規模事業者が、2012年には334万者に激減したことを踏まえて、3つの問題を提起したということです。

①雇用の場を失っていき、地域経済の底が抜けた状況がどこでも生まれたと。技術やノウハウの向上ですね。事業の持続的な発展が重要。②個別に支援するにとどまらず、商業集積や産業集積の果たす役割を評価して、面として支援する、地域として支援すると。③従業員5人以下、まさに大田区の製造業にぴったりなんですけども、小規模企業者のなかでも、その9割を占める従業員5人以下の小企業者の振興が必要だと述べたことです。

私はこの法律をいまこそ生かして、大いに頑張っていきたいというふうに思っております。

岡田 ありがとうございます。

先ほど、私は行政による調査の話をしたんですけども、民商さんと、おそらく自治体の労働組合さんなんかも一緒にやられた調査ではないかと思えます。全国的には名古屋市職労が名古屋の民商さんと一緒に調査をしたり、あるいは東大阪市でも同様な形でやっておられます。これらの調査は、行政のところでなかなかできない、下請けの実態とか、あるいは賃金や零細企業や労働者が社会的に置かれている状況、これをきちっと数値によって明らかにする調査です。このように見える化した形で、行政と交渉していく取り組みが広がりつつあるわけです。

そういうなかで、やはり大田区のところでの下請け製造業実態はかなり厳しいということが浮かび上がりました。最後に言われましたけれども、法としての下請け二法をきちっと運用するような形で、国レベルと自治体レベルの2つで、大企業の規制をしていくことがポイントであると思えます。

もう1つ、下請けに頼らない形で自立的な、風力発電機を自力で、共同で作っていくという取り組みの紹介がありました。けれども、私のレジюмеで「下請けから横請けへ」という項目がありま

す。「横請け」という言葉があります。1990年代後半に、大阪のナニワ企業団地を調査しました。これは民商や中小企業家同友会の会員企業が中心になって280社で協同組合を作り、造成した団地です。共同受注を、金属加工あるいは建設関係の分野でチームをつくり行ってきました。下請けから脱して直接受注しますので、元請のマージン部分が全部利益になります。この結果、1人から3人規模の小企業で僅か4年間で従業員を倍化していたことがわかりました。このように雇用を増やした。あるいは4割の事業所が、京大の経済学部

卒業生も含めて事業後継者を確保していました。97年の消費増税不況のときです。製造業の集積地域において、どのように中小企業が生きていくかということを考えるときの原型的な取り組みでした。現在の大田区でも、それにつながるような取り組みが展開されていることがわかりました。

それでは、今度は、自治体の側からの取り組みということで、最も新しい公契約条例を、かつ私から見たら高い水準で実現した世田谷区のお話を、中村さんの方からお願いしたいと思います。

世田谷区公契約条例制定と地域経済活性化をめざす運動



こんにちは。ご紹介いただきました、世田谷地区労働組合の議長をやっております中村と申します。

前のお二方のお話と労働組合の立場での話がどうかみ合っていくのか、ちょっと心配な面もありますけれども、私の方では、いま、岡田先生の方から振られましたように、世田谷で、いわば一番新しく公契約条例を作ったということで、そのことの特徴なり、それを巡る問題と、それと地域の経済とがどういうふうな関わりをもっていくのか。そんなところをお話しできたらと思っています。

私のお話は、「世田谷区公契約条例制定と地域経済活性化をめざす運動」という表題で、レジュメを用意させていただいています。

私のまず、簡単な自己紹介ですが、いまは世田谷地区労働組合協議会の責任者をやっていますが、6年前まで世田谷区役所で職員として仕事をしておりました。その区職労の時代から10年ほどかけて、今回の公契約条例を作ったという、そういう形になります。10年間の歩みと、そのなかでの経験なりを、15分で話せというのはなかなかしんどいんですけども、ポイントを絞って報告をしたいと思います。

私の方の話の流れは、まず、世田谷における公契約条例作りのきっかけ、いわば出発点が何かということと、それから、大きな2番目は、懇談会というものを作って、いわば共同のテーブルです。それは単に区職労や地区労や区労連というだけではなくて、連合の世田谷さんとか、東京土建さんとか、そういういろんな立場や考え方を異にす

る、そういうさまざまな団体が一堂に会して、そしてそこに研究者の方のお知恵もいただきながら進めてきました。

そして、事務局会議なり、公契約の運営委員会というものを繰り返し行う。と同時に、具体的にワークショップとか、あるいは調査とか、そういう実態を把握しながら、実態、データを基にして、議会の会派あるいは区、行政に対しても働き掛けをする。いわば、そのときも、だいたいどちらかというと、どことこの会派を通してというのが多いんですけども、世田谷の場合には分け隔てなく、自民党から共産党まで、自民党の方は「俺のところに最初にもってこい」なんていう話、よく言われたんですが、それをそうじゃなくて、どことも分け隔てなく、繰り返し粘り強く話をしていくというやり方、そして合意形成を図っていく。その場合に基になるのが、具体的な実態がどうなっているかということをやってきたという経過ですね。

その懇談会の取り組みの簡単な経過を、時系列のところでいくつかポイントを絞ってお話をさせていただきます。

そして最後に、この4月に世田谷の公契約条例は施行されて、いま動き出しているんですけども、普通だいたい条例が出来上がったら終わりというのが多いんですが、ただ、この条例作りの過程で、「公契約条例そのものが違法なんだ」と、最低賃金法とか労働基準法があり、そして、民法では契約自由の原則がありながら、何であえて公的な規制を掛けるんだという形での、いわば法律的な問題という、まさにいまの戦争法じゃないですけども、そういう形での議論、たとえば場合によっては「憲法違反だ」ということも言われるような、そんなことが、逆流もあるなかで条例作りやってきましたという経過もあって、それがこの委員

会というのが実際4月以降動き出したなかでも、その綱引きがいまだに続いている。そういうなかで、それを1つひとつクリアしながら、実際に条例に掲げたものを実現していく。こういうことで運動を進めている。大きく3つぐらいの流れで報告をさせていただきたいと思います。

早速ですけれども、私どもの公契約条例、これは皆さん方はもうとっくにご存じだと思いますが、公契約条例というもののもとの由来が、ちょうどいまから66年前、1949年の、私の誕生年と同じなんです、ILOの94号条約、これに端を発することはご案内かと思えます。世界の多くの国はこれを批准しています。しかし、アメリカと日本だけはいまだにこれを批准していない。そういうなかでの公契約条例作りということ、まずちょっと私は指摘をしておきたいと思えます。

長引く不況下～ダンピングの横行と製ワーキングプアをなくすことが出発点

さて、ちょうど私ども公契約条例作りにとりくんだ10年ほど前というのは、長引くバブルの崩壊の後の不況の問題と、そして、2008年9月の例のリーマンショック、これが追い打ちを掛ける形でのたいへんな不況、そして、地方自治体にとっては財政の危機の問題とか、あるいは税収不足の問題もあり、そして、公共事業の予算が大きく絞られるという問題。片や、それを何とかしのごうということで、いわゆる談合問題というのが多くあった。そういう時代だということもご案内かと思えます。

そういうなかで、たとえば公共工事設計労務単価というのが、当時10年間で約3割下がるというたいへんな時代がありました。当然、それは下請けにしわ寄せいきますし、従事労働者にもしわ寄せがいく。

そして、こういう状況のなかでやっぱりダンピングの横行を何とか止めたいね。そして、ワーキングプアと言われるものを生み出すことはやめたいねという、そういう一点で、実は共同が始まっ

たというのが、世田谷区の公契約条例作りの第一の柱になっています。

もう1つ、これは実は当時、2008年に区内で、当然これ区の工事ですから、区の財政、つまり区民の税金を使って行っている事業の、その工事現場で働いている人々が一体どこに住んでいる人だろうかということ調べてみたんですね。

そしたら、明らかになったのは、区内の現場で区のお金を使ってやっている、たとえば学校の改築工事なんかで、従事労働者の区内在住率が3.9%、ということは4%にも満たない。96%以上の方は、区外、都外、あるいはたとえば東北の方からとか、そういうところから人がやってきているというのが明らかになりました。特に建設の場合には重層下請けになっていますから、そういう二次、三次、四次というその下請けはずっと重なっていくなかで、その事業所自体が区外もしくは都外というのが多いんですけれども、それにしても、区が発注し、区民の税金を投入したのに、受け取る労働者の区内の居住率が3.9、これ「3.9ショック」というふうに当時言っていましたけれども、こんなことがほんとうにあっているんだろうかというのが大きな問題でありました。

そういうふうなことを含めて結論的に申しますと、世田谷区の公契約条例ですね、条例を昨年9月に制定をし、これは全会派一致して制定をしたんですが、その憲法の前文に当たる条例の前文のなかで、こういうふうな規定をしています。それは、「区は、事業者の経営環境が改善され、適正な賃金の支払いなど労働者の労働条件が守られ、また、公共事業の品質が確保され、もって区民の福祉が増進されることを目指し」、条例を制定するというようにうたっているんですが、もう1つ、実は基本方針というのを第3条に書いているんですね。そこで第5項としてわざわざ、「地域経済の活性化が促進されるために区内に事務所等を有する事業者等が受注することができる機会及び区内に住所を有する労働者が雇用される機会が確保されるとともに、区民の良好な生活環境の維持発展並びに防災及び減災対策が促進されるために公契約

に係る業務が円滑に履行されるべきこと」ということを、わざわざ入れさせた。

実はこれは、公契約の条例の制定を求める「あり方検討委員会」の設置を求める請願をやったときに、書いた請願文の内容そのものを、ここに実は入れ込ませたという形なんです、そういう点では、「区内事業者の受注の機会と区内労働者の雇用の機会」、これが図られるような公契約条例を作れということを当初から訴えていた。こういう経過があります。それが条例の文言にも生かされたという形ですね。

そして、2つ目の大きな柱である懇談会を作り、そして、それを進めてきた経過については、私のレジュメのところをお読みいただければと思います。

その先ほどの懇談会がさまざまな流れを異にする団体が共同してテーブルを設けた。そこにもう1つ付け加えたいのは、実は当時、これは2006年の12月に準備会を作ったわけですけども、そのときに、世田谷の区政というのは、いまは保坂区政ですけども、その当時まだ熊本区政という、その熊本区長という人はどういう人かという、この方は元都議会議員で都議会の議長、自民党のもっとも本流を歩いた人なんです、その方が、「石原都政と連携を密にして世田谷区政の流れを変える」。つまりそれはその前の大場区政という、世田谷で75年区長公選制復活によって誕生し7期28年続いた、世田谷の革新民主区政として出発したその区政の流れを大きく変えて、道路と市街地再開発にお金を大きく投入する。そのために、区民の福祉やくらしのサービスはカットする、一方、負担は求めるという、そういう流れを作ったのが熊本区政なんですけど、この2期8年続いたなかで、こんな区政が続いていたんでは、区内の中小業者はなかなか立ち行かないねという、そういう問題意識もありました。

そういうところで、区政の在り方を考える、そして、自治体の再生を図る、そのことと地域の経済の活性化なり再生をどうつなげて図るのかとい

う問題意識も、この懇談会ではありました。

そして、要請懇談する相手はいろんな個人的な感情がありましたけれども、分け隔てなく区議会、会派にも行政にも働き掛けをする。そして議会のなかでも庁内でも世論を作っていくということと、それから、当然説得力を増すためには、具体的な事実、先ほど言ったように、3.9%しか区内に住んでいない。あるいは賃金のレベルでも、これが3次、4次になっていくと、最低賃金ぎりぎりのような状況も生まれている。こんな実態も、数字も含めて出していくということも含めて、調査なりを徹底して行いました。

そして、その実態をきちんと提起することによって認識を共有化することで、公契約条例を作る、そのために必要な「検討委員会」の設置を求める請願を行い、そしてこのときに、自民党から共産党まですべての会派が、全会派一致して採択を行ったというのがあります。委員会採決が2010年の11月、そして2011年の3月予算議会の最終本会議で全会派一致して採択されました。

そして、このときに実は2011年の例の3.11を機にして、世田谷でも区政の流れを変えたいという区民有権者の相対多数のいわば選択によって、保坂区政が誕生するということがありました。そういう点では、区政の転換の問題とこの条例の問題というのは、実は結果的にはすごいタイミングで動いていたという経過があります。

そして、その2011年の実は9月に、この公契約条例に関わる「あり方検討委員会」が作られ、そこで議論が行われ、最終報告が出されたという経過があります。

その最終報告のなかに何が書いてあるのかということなんです、その「あり方検討委員会」の最終報告のなかにいくつかあるんですが、そのなかに4つの柱があって、当然入札制度改革の問題と公契約条例問題があるんですが、4番目のところに、「区内産業の活性化と公契約のあり方について」というものをわざわざ最終報告書のなかの項目に書いて、そこで地域産業の育成、活性化等の観点から、地域要件の設定などの問題と同時に、

それから産業振興政策である区内産業の活性化をどこまで配慮していくべきなのか。そして、一方ではということを書いてあるのですが、「最小経費で最大効果を上げる」という地方自治体の会計原則、これは地方自治法のなかでのうたい文句ですけども、こういうこともあって、かなりちょっとぶれた表現もあったんですが、少なくとも区内産業の活性化を図らなきゃいけないよというのもあったということです。

そして、それを受けて実は最終報告を引き取る形で、区において条例の案文作りが行われ、2013年の11月の段階で素案が出たんです。ただ、この素案についても、これ、詳しくレジュメのところに書いてますのでお読み取りいただきたいんですが、これがまずとんでもない中身だったんですね。つまりこれは先ほどちょっと冒頭でお話ししましたように、公契約条例そのものを否定するような前文、つまり「労働条件については、区は、法的にみても、行政施策として、その是正に関与する権限を与えられていない」ということをわざわざ前文に書いたりとか、それから、労働報酬下限額の規定がないとか、そんなことが出てきました。

これはとんでもないということでこれを押し返しをした上で、10カ月後に条例案というのが2014年の9月段階で出てまいりました。そこでは労働報酬下限額の設定問題と、そして、それを実際に実効あるものとしてやっていくための、労働報酬専門部会や公契約適正化委員会というものを設置をする。こういうことをうたい込むということがありました。

そして、条例の先ほどの前文あるいは第3条の基本方針のところに、そういうものを盛り込ませたというのがあります。

と同時に、条例の第1条には、ここで第1条のなかにわざわざ、「もって公契約に係る業務の質の確保、区内産業の振興及び地域経済の活性化並びに区民の生活の安全安心及び福祉の増進を図ることを目的とする」ということをうたい込ませるといことで、ならば、このことをうたい込んだ条

例を実際に実現していく。そのことが実はこの条例6条、7条で設けられた公契約適正化委員会、それから、労働報酬専門部会の役割ということで、ここを舞台にしていま、大きな攻防が展開されているというふうになっています。

それについても細かなことはレジュメに書いていますので、もう時間もだいぶ迫っていますので、そこはぜひ後ほどお読み取りいただきたいと思います。

最後に、私の方からのお話をさせていただきたいのは、この公契約条例作りを通して私どもは、やっぱりこれは単に一般的に公契約条例と言った場合に、特に経営者団体の方といろんな話をした際に、「どうせ働く人間の処遇の改善だけで、私ども経営者の方は考えてないだろう」というようなことがよく言われたんですね。あるいは、「要は仕事が欲しいだろう」とみたいなことを一部の会派の方から言われたりしました。

でも、そこでやっぱり議論として合意を作ったのは、公正な賃金、適正な価格、質のいい仕事、これはやっぱり3つは一体のものなんだと。そのことをきちんとやることが、そしてそのためにきちんと産業政策としても、あるいは雇用労働政策としても、自治体として世田谷区がやっていく、そのことが大事なんだということで、議論を重ねるなかで合意を作ったというのがあります。

そして、それはある意味では、自治体のあり方そのものを、そしてまた、自治体のなかで仕事をしている、自治体のなかで働いている、そういう人々の意識なり、あるいはくらしの環境を整えていくということにもつながっていくということ、あらためて痛感をしたということで、これからもまだ委員会の運営を巡ってはさまざまな綱引きありますけれども、引き続き進めていきたい。そのことを申し上げて、私のほうの最初の発言したいと思います。ご清聴ありがとうございました。

岡田 ありがとうございます。

公契約条例に関しては、2010年に初めて千葉県、やはり千葉県の野田市で制定されました。その前に一度、尼崎市で最初にできるのではないかという話があったのですが、憲法違反ではないかという議論が内部から出まして、結局尼崎では実現できませんでした。こうして、日本最初の条例は千葉県野田市から始まりまして、その後、関東のところでずいぶん増えてきました。しかし、条例制定過程をみると、あるいはいま報告がありましたように制度の運用をどうするかということ巡ってでも、綱引きがあるということでありませう。京都市でも最近、公契約条例の素案が出たの

ですけれども、実は肝心の賃金条項がないんですね。そういうことで、かなり問題があるのではないかと、さらなる改善案を労働組合とか、あるいは政党のところでも提言しています。やはりある特定の業者団体が、かなり自分たちの利益との関係で、なかなか理解しようとしてくれないという話を聞きました。

次に、地方自治体の地域産業振興政策だけではなく、住むという、生活の場としての地域をいかに発展させるかという視点から、一昨年まで村長を務められた福島県大玉村の前村長の浅和さんの方からお話をお伺いしたいと思います。

福島県大玉村

浅和 定次 前村長

自治体（大玉村）における地域振興の取り組み



それでは、このシンポジウムは「中小企業を元気に！」ということですから、はたして私たちのような小さな村の村長をやった者が、どれだけ役立つのかなと

思っただけ疑問でありますけれども。場合によっては参考になる面もあるんじゃないかなと思っております。

平成5年の8月から25年の8月まで5期20年、大玉の村長をやらせていただきました。私の考えにもとづいてやってきたこと等について、話をさせていただきたいと思っております。

福島県の大玉村と言ってもわからない方が大半だと思いますので、ちょっと紹介をさせていただきたいと思っております。私たちの大玉村というところは、一番わかりやすいのは、高村光太郎の『智恵子抄』に出てまいります。「あれが阿多多羅山（あたたらやま）、あの光るのが阿武隈川」。その阿多多羅（安達太良）の頂上から裾野に広がる平坦、阿武隈川まで、これが東西の地域になっております。南には本宮市、郡山市、北には二本松市、約80平方キロであります。安達太良は、これは当然国有林でありますけれども、30平方キロぐらい。これがうちのほうの行政区域にもなっているということで、計り知れない恵を受けている。そういう地域であります。

私が54歳のときに、「おまえ、村長になってくれないか」と、こう言われまして、これは起業でも、個人としても、何かのきっかけ、決断すべきときがあるんじゃないかなと思っております。

これはそこに書いてありますように、裁判事件がありました。これは大玉の住民が訴えて、最高

裁に知事を、前村長が何とかこれを解決したいということで、和解議決議案を提出、残念なことに議会で否決になってしまったんですね。それで前村長が福島地裁に訴えられると、ということで、結果的に村がどういう影響があったかと言うと、20数年住宅が一軒も造れなかった。何で住宅が造れなかったんだということでございますが、実はその問題は、高速道路の話が40年ごろに出まして、農家の当時の考え方というのは、農地を守るというのは命の次だったんですね。それを結局、田面積潰れということになりますので、大反対運動になりました。NHKで全国通津浦々に、ニュースでもこれが取り上げられました。

それでも結果的には通さざるを得ない、何とかいい方法ないかと始めたのが、県営圃場整備であります。県営圃場整備でもって潰地を生み出して、それにはそれぞれの工区があります。約1,000haの圃場整備でありますから。そのなかにはいろいろ条件がありまして、ある工区の条件を飲まざるを得ないということで、同意をもらったところがあるんです。ところができあがった時点で、その工区の条件履行することができず、一律換地になったものですから、約束違うということで、県営圃場整備なんで、知事を訴えたと。そして解決しようとして、先ほど言ったように前村長が福島地裁に訴えられた。

白黒をつけますと、これは村を二分したのが残るわけです。何とかこれは、どちらも悪いわけでありませぬので、和解をすることなんだということで、私がかつがれて出された。まったくがっぷり四つに組んだ選挙でありましたが、何とか勝たしていただいて、そして2番にありますように、和解の議決を得て議決書を、裁判所に送って、裁判上の和解の決定、そして20数年、この農振地域に一軒の住宅もできなかったのができるようにな

りました。小学校の生徒数も確保でき、その後大体1,350戸ぐらい、おそらくいまもどんできてますから、1,400ぐらいには今年度中になるのではないかなと思っております。

私は長いこと自治体づくり、自治体とは、これはどんな役割を果たしているのかな、これはやっぱり最も住民と身近な公共機関であり、ある意味においては地方自治体というのは、民主主義の母体的役割を果たしているのではないかな。そして大玉には2校の小学校があり、明治6年とか7年にできました。この小学校をしっかりと、生徒数を確保し経営継続するということが、避けて通れない、自治体として生き残る責任であるなというふうに考えてきました。村長から住民の暮らしがわかる、あるいは地理の状況もわかる、そしてまた住民からすれば手が届く、こういうのが自治体であるんだな、そうでなければならぬなと思ってきました。

現に、これはどういう意味かと言いますと、災害等発生しますと、あそこのとこの状況では水源が危ない。山手のほうの住宅が危ないなどきちっと指示できる、こういうことでなければならぬなと思うんです。それから住人から村長に手が届くということは、文句の言いたいときには、村長室に土足で来て、「何だ、村長」と、言えるような自治体でなければならぬなと思うんです。そしてどうしてもだめな場合にはね、直接請求で住民投票してリコールする、これが可能である自治体でなければならぬなと思うんです。

そうでないと横暴になります。住人がそっこのけの自治体では意味がないと思うんです。

そしてまた当然のことながら、その地域、地域に、人間と同じでやはり個性がある。大玉村の品格というのは一体何だ。村民憲章なりあるいは村民の歌に込められている。それからこの後で触れますけれども、合併せずに来ました、大玉村の小さくとも輝く自治体の大玉村ということ、大切にしていかななくちゃならぬなと思ってやってきました。それから村の考え方でありましてけれども、やっぱり第一に、何と言いましても住民の命を大

切にする。大玉村の住民として誇りと希望を持って。堂々と自己紹介できる。こういう村民になってほしい。それから秀峰安達太良が西に控えて、田園広野が広がり、そこにいぐねのある住宅があるわけでございますので、個性豊かな「大なる田舎」、これ大玉村の顔だべということでやってきたつもりであります。

そしてまた6番でありますけれども、合併せず自立の宣言を平成17年の3月の議会に提案をさせていただきまして、自立できました。福島県のは90市町村が59市町村になりました。80町村が46町村になり、私たちの身近な安達郡というところでもありますけれども、これが7市町村でありましたけれども、2市1村になった。ということは、6町村のうち合併せず残ったのが大玉1村であるということでもあります。圧力はありましたが、私は合併しないというふうに思っておりましたし、また議会の大方もそういう考え方で、住民は圧倒的に、合併しないでほしいという意向でありました。もちろん提案したときに、議場から退席した議員もおりましたが、不思議なことに、そういう議員もあとでずっと17年のこの3月に議決をして、その後に誰一人、「村長、合併すべきだったべ」、という話は1人も出ておりません。むしろ、「村長、やっぱり合併しないでよかったな」「合併しないからいろんな大玉村独自の政策が展開できるんだわ」という言葉を聞いて今日まで来ております。

それから定住人口、やっぱり人は活力の源という考え方の下に、皆さん方にお配りした資料を後でよくご覧になっていただきたいと思いますが、それぞれ実績等が書かれており、かつまた政策取り組みもしてきました。この子育て支援事業等と連携した広報活動というようななかで、18歳まで医療費の無料、これは23年の10月から実施をいたしております。本来は子どもを生むとか育てるという仕事は、私は国家の責任でやるべきだと思うんです。ところが国は積極的にやりませんから、村でできることは独自でやる。予算には限りがあります。したがって、限られた予算を友好的な使い方を考えなければなりません。例えば学校など

耐震がアウトだ。新しく造り直す。25億、30億かかるんです。そういうのを、安全は確保するという事で、私はそういう考え方で、耐震改修をしました。しっかりと安全確保して、2億2,000万ぐらいでできるんです。役場の庁舎も私の任期中にやれということで、50年たってましたが、造れば15億ぐらいかかるのを1億と700万円でやりました。そういうことで、箱物はできるだけ造らない、中を利用できればよろしい。とにかくそういう子育てとか、福祉の面とか、教育の面とか、住民の暮らしに直結、こういうところにお金を回すということでやってきたつもりであります。

それから再生可能エネルギーということで、推進の村宣言決議をいたしました。太陽光とか小水力とかバイオマス等の、こういうものを積極的に推進する。風力は調査をしたんですが、大玉村には風力はなじまないんです。風が年間通して吹かないんですねしかし、水力、これは安達太良山から大玉の平野に流れてくる、そういう水が豊富でありますので、どんどん利用していかなくちゃならん。そういうことで、実質的でありますけれども、太陽光は公共施設に8カ所、それぞれ計画的に設置しております。個人家庭が250戸であります、今年度中には300ぐらいになるのではないかなと思っております。

それから時間があまりないようではあります、原発事故に触れとかなくちゃならない。私はこのときに46町村のちょうど町村会長やっており、3月11日に大震災、そして、3月12日の午後3時36分、1号機爆発したんだね。ぶったまげました。絶対大丈夫だといってたわけですから。災害対策本部を設置をしまして、そして一番驚いたのは、この14日の11時1分に3号機が爆発し、これはプルサーマルなんだよね。あの鉄塔から見ると、上がる水蒸気の高さが原子爆弾だと思ったぐらいだね。それから職員に言いました。これは直線で大玉村役場は63キロくらいだから風向きによってはここにこうしてられないな。何か国とか県辺りから連絡が入ってこない。役場の入口のところ

に店屋さんがあったんです。その店屋さんは旦那さんが亡くなって、奥さんは中国人なんだよね。店屋の品物を置いて、中国の方へ帰ってしまいました。それを目の当たりにしてますから、私もこれはね、どうしたもんだな、大変だったですね、あのときの心境は。私がじたばたすると、これは周りがまた困りますからね。いまでこそ語れますけれども、大変なことであります。

22年に、当時民主党政権の経産大臣に要望いたしました。町村会長として6団体で県知事を筆頭にして。経済産業省に、推進するエネルギー庁と、あの当時は保安院と言いましたね、チェックする、それが一緒に同居している。これはわれわれの仲間の町村のところには第一原発と第二原発あるんだから、チェックするものと、それを推進するのと一緒にっちゃんいべと。私らに言わせれば、泥棒課と警察課と一緒にいて、警察課信用してくれというのと同じだ。こう言ったの、当時の経産大臣のときに。うちのほうの県選出国会議員で、ある方が副大臣だから、あんたが副大臣のうちにそれ何とか道筋つけねえかと。そう話したんです。さっぱり進まなかったけど、それで政権交代になりました。そんなことで、とにかく住民の健康守らなくちゃなんない。

それから今度、いま言ったそこにありますように、学校なり遊園地なり、徹底的に除染をやることにしました。国も県もこの当時ガイドラインが示されないんです。示されなくともいいからやれと。これは専門家の野口先生という方をお願いして、そしてその人のアドバイスによってやれと。とにかくやること先決だ。学校にも子どもやれるようにしなくちゃならない。幼稚園にもやるようにしなくちゃならないんだと。とにかく農地をはじめ指針に沿って徹底的に除染を進めてきました。あとそれぞれ、定住人口増加対策の関係。それから再生関係についても掲載してあります。

次に、原発事故で、避難者の受け入れ関係。電気はつかないんです。石油もこれ限度がある。悪

条件であります、住むところに困っている、当然できることは努力しなかなければならないということで、富岡町中心に何とか引き受け、寒いし不便かかけますが、引き受けますよということで、公共施設公民館だとか、直営している保養施設あるんです、アットホームおおたま。県が造成したフォレストパーク安達太良、こういうところとか、もうとにかくどんどん入れるところには受け入れをいたしました。そしてあと、非常に私は気の毒だなと思うのは、もう4年4カ月過ぎても、いまだに仮設にいます。仮設ってというのは冬などは結露して、そうして寒いのは直に寒い。暑いときには直に暑いんですから。隣のテレビが高けりゃ聞こえるんです。私みたいに声の高いやつなんというのは、ボンボンとなり聞こえると思うんですね。そういうところに4年4カ月、いまだに、いるというようなこと。これは11万人ぐらいの方がまだ避難してるわけですから。これはほんとうとんでもない、社会的に国民に対しての罪だと思います。

そして私も、福島の復興再生協議会という、当時46町村の代表として、つとめさせていただき、復興住宅いま造るということでありますが、条件を言いました。1つは戸建てにしてください。仮設にいる状況を見ると戸建て。それからあと県産材の木材使ってくれねえか。それから3番目には、住む土地を、権利移転するということ言うんだわね。大玉は広い土地提供するんだから、だから権利移転はだめだ。この3条件を飲んでもらいたいということを、直接関係大臣とかに訴え、それは飲んでいただきまして、一区画70坪、あと木材で、そしてあと土地の所有権は村のまま、これ先に行きますと、人も変わる、時代も変わります。ゼロから払い下げになるんです。そんなことはやらないということで、これは私の言う通りにいま建設中ということであります。

私は災害が発生してね、12番にこの自治体間の災害協定、これいざというときに、これお互いにこういう自治体必要だなという考え方の下に、県内では安達太良山の西側の北塩原村。そして北の

ほうに、山形県の小国町。それから茨城県は美浦村と茨城町と、この4町村と災害協定を結ばせていただきました。

最後に職員は約100人ぐらいであります。私がかこれ考えて、つくづくこうだなと思って、三きよ・三徹・三改革、判断・的確・スピードということで、俺と一緒にやってやるということで、そのお願いをしてきました。三きよはそこにある通り、公共公益性。協力しあう。自治体は生ぬるいなんて言われるから、やっぱり競争してもらわなきゃならないべ。三徹は公僕精神に徹する。それからわかんねえじゃなくて、わかんねえことは先生に聞くなり専門家に聞く。そしてプロに徹する。住民から信頼される職員に徹する。三改革は意識改革。そしてあとは、やってる仕事いままでもうだったから、これだめだべ。やはり改めるべきものは改める。業務改革それから組織改革、どういう組織が働きやすいのか、そういう組織改革。そして最後には判断、マニュアルのようなことで困っぺ。やっぱりスピード感、そういうのが大切じゃないかということ職員にもお願いして、一緒にやってきました。

そして私はここで言いたいのは、私も弟2人東京に来てるんです。私の隣から4人来てるんです。そのように地方からどんどん産み、育て、教育をして送ってんです。ところがそういう地域が、私のほうは人口、調べてもらおうとわかりますけれども、平成12年、17年、22年、3回とも国勢調査で増えている、県下59市町村のなかで4町村きりないんです。ということは推して知るべしで、どんどんどんどん、特に平成の合併したところが、私たちのところよりも多かったところが、逆転してるんです。学校に生徒数が4人しか入らない、6年生に8人しか入らない。小学校成りたないんです。統廃合になります。そこに若い人は住みません。という、いままでのように大切な人を産み、育て、そして都市部に労働人口として結局供給する役割は果たせないということであります。これはそういう意味では、やっぱり国家100年の

大計ということはあるけれども、日本の国家はやっぱり日本人が中心として、このしっかりと堅持していくべきだと、私はそう思っているんです。そういう意味では農業政策とか、それからあと山村政策とか漁業政策というのは、次世代の人材を生み出す、そういう人材確保、安全保障的な役割を果たしてる。そういう位置づけで、やっぱり地方政策というものをいまやろうとしてる地方創生制度というのは、どういうふうを考えていいかわかりませんが、それが私の考えてるような、逆のようなことにならなければいいと、こう心配もしたりしております。

5分ぐらいオーバーしたと思います。たいへん申し訳ありません。以上をもってひとまず終わりにさせていただきます。

岡田 ありがとうございます。私は、大玉村には2009年に小さくても輝く自治体フォーラムの全国集会がありまして、その時にお邪魔いたしました。このフォーラムは、それまでは1回1回、この指止まれ方式でやっていたんですけども、恒常的な首長の会、あるいは首長だけでなく議員や住民、研究者も自由に入れるような会にしてはどうかということになりました。それ以降、フォーラムの会という団体になりました。いま60人以上がそこに参加しており、浅和さんにはその副会長を長らく務めてもらったわけです。

この『小さい自治体、輝く自治』という本のな

かにも大玉村の経験が詳しく書かれております。人が増えているというのは、やはり住みやすい地域だということだと思います。そのための住宅整備だけではなくて、福祉政策も一貫して重視されていますし、やはり原発事故後の取り組みが素晴らしいと思うんですね。

福島原発事故というのは、原発事故の恐ろしさもありますけど、福島における電源開発のあり方に反省をもたらしました。東京を中心とした首都圏のためのエネルギーを作るために、拠点開発をやってきたわけですね。地元に対しては通電もしていませんでした。いま、原子力被害だけが、ほんとうに数十年に渡ってきつとまだ福島県内に及ぼす可能性があるわけです。そこで、エネルギーそのものも自分たちが生産して、自分たちが消費していく。そういう形でエネルギーの循環を、自ら再生可能エネルギーを中心に、しかも地域の個性にあった形で、風力はちょっとあわないからということで、小水力とかバイオマスとかも含めまして、村が主導してやっていくという。「エネルギー自治」という言葉をときどき私は使うわけですけども、産業政策の1つの大きな要素として、そういうものを位置付けてきたということです。これまでとは違う地域づくりの方向性を、自治体が住民と協力しながら打ち出していく、1つの典型例としてとらえることができるのではないかとおっしゃいました。

まとめ



岡田 ありがとうございます。それでは、パネルの皆さんに最後のまとめの発言を短時間で恐縮ですが、よろしくお願いします。

◆ 広浜 泰久

どうもありがとうございます。また項を戻っていただければと思うのですが、労使見解のことについて説明したいと思います。これは大きく2つのこと言っております、1つは経営者の責任のことなんですね。働いている人の生涯設計に、やはり経営者は責任があるから、それを果たしていこうということ。

もう1つは、甘やかすことではない、真の人間尊重の経営をしていこうじゃないかということ。われわれとすると、こうした目標に進んでいるところなんですね。それには、たとえば労働条件を改善するかそういうのが含まれるわけですけど、労働条件を改善するとすぐ利益が出るかということ、そんなことはないんですね。すぐには利益出ないんです。だけど、そういった安心できるような環境を作っていくってことが1人ひとりのやりがいにつながり、社会に貢献できるような仕事もできるようになり、それが結局は売上が増え、利益が増えることになり、それでたくさんの給料が払えるようになると、いい循環になっていくというような形を目指してやっていこうじゃないかということなんですね。ところが今日お話を聞いて、佐々木さんのお話で、時間単価が2,400円になる。これではもっと悪いサイクルに行ってしまう

うということをすごく感じたんですね。そういう状況を改善するために外部に対しての働きかけもしないと、われわれが、いくらそれめざしてもなかなかそうはいかないということを改めて感じました。

皆さんとともにまた運動を展開していければなと思います。どうもありがとうございました。

◆ 佐々木 忠義

私は2点あるのですが、ものづくりっていうのは人間の社会にとってどういうふうに大事なのが根幹だと思うんです。やはり衣食住であれ、人間が作って食べて消化すればまた再生産する。生きていく上ではなくてはならないんですね。

たとえば自動車は、遊びであれ仕事であれ必要だから作られる。トヨタのものではないんですね。市場がなければいくら作ったってだめなんです。だからそれと同時にやはり人間が生きていく、そこでものを作って働いて、お金を生み出していく。アベノミクスで市場に金をばらまいて景気よくなる、そういうものじゃない。

パン屋さんであれ、われわれ町工場であれ、豆腐屋さんであれ、本屋さんであれ、電気屋さんであれ、まちを形成してるのはそういう人たち。それで金を生み出していく。生み出したものを、われわれが地域に、こうした小さな店にみんな落とすしていくことが循環することなんです。

私は非常に腹立たしいのは、やはり9,190社がいま3,400社。その減った人たちはいまどうい

ふうな生活をしているのか。仮に、9,000 社から 6,000 社消えたとしても、4 人家族でいけば相当な人数がものづくりから去っていった。私はそこを考える必要があると思うんです。

人間が生きていく、働いて生きていくというところに軸足を置いていく政治経済でなければ、絶対立ちゆかないんじゃないかと。働いて、生きて、仕事やって楽しい、それで子育て、家族を育てていく、そういう経済が本来の経済だと思います。

◆ 中村 重美

私のほうからは2つほど。先ほどの中で触れたアンケート、2012 年の6月、7月に建設事業者、それから委託事業者、それから労働者という形で行いました。その中で気になっている数字があり、いわゆる公契約条例、その時点ですでに野田市だとか川崎とかいろいろできているんですが、その公契約条例についてよく知っているかどうかという、認知度についての調査があったんです。

「公契約条例については知っているがどうすればよいかわからない」が 10.1%。「公契約条例についてよく知らない」が 46.9%。これは建設事業者のアンケートです。「よくわかっている」で「制定は必要だ」は、18.4%。その時点でこういう数字だったんです。労働者の中ではもっとこの比率が低いんです。

そういう点では、公契約条例というものの考え方、公的な規制をどうつくるか、ということの必要性、それが社会に与える影響について、もっと広く知らしめていくことが必要であると痛感しています。

それから先ほどのご質問との関係で、実は2月の5日の日に条例施行の直前にシンポジウムを開き、そこで区長がこういうふうに言ってるんです。それは先ほどの例の体制の問題、条件整備、予算との関係なんです、が、「いよいよ制度をスタートし、しっかりと事務局の体制をどう構築できるのか、区が背負った課題であります」というふうに言っています。そういう点では首長の方とはかなり懇談会と議論をする中で、「こういうふうな課題があ

るね」、「当然予算の問題、人の問題についても条件整備をきちんとしていかないと実効性は担保できない」ということでは認識はできています。ただ問題はそれを実際に行政の中で、担当のところで、どういうふうにするのかというの、これは課題です。これもいまだに現在進行形ということで報告をしたいと思います。

一緒にこれからも力を尽くして行きたいと思います。ありがとうございました。

◆ 浅和 定次

私も2つほど、たいていはすぐ首長になったらすると、目立つように箱物作りたがるんです。それは後援会にお金が入ってくるからね、だからすぐ箱物作りたい。箱物作りたがる首長はすぐくびにした方がいいと思います。

いまオリンピックの関係も、2,520 億、これ 1,300 億とか 1,500 億ぐらいだったんでしょ。これとんでもないと思うのね。築地市場、6,000 億もかけて何で、いまのところ間に合うのに、そんな金かけなくちゃなんないの。そして今度廃業せざるを得ない方がいるんでしょ。それはいまだって間に合うんだから、いまのところそういうところに支援をして、そしてどうしても自賠力がないところには、いろんな政策をぶてばいいんじゃないですか。そういうふうにするのが、国民・都民政治だと思うんです。

たとえば、皆さんにお配りした資料にあります、たまたま朝日新聞に、当時民主党政権だった野田総理に、私が直接、直訴した記事が掲載されたんです。内容は福島原発の事故が不安で、子どもがどんどん他県に出て行ってしまった。福島県だって浜は戻れないけれども、広いんだから安心に戻れる所はある。復興の第1条にはやはり他県に行ってる子どもをはじめ、若い方々が県内に戻ってくる。日本でこういうことを起こして申し訳なかったと。子育て支援ということで、18歳まで医療費は無料にすると、それに関連するもろもろの政策もしっかりやってくれということが書いてあるんです。ところが一国の総理大臣は「た

いへん重要な課題だ、検討する」というような答弁で、これが総理大臣かと思うと情けなくなりました。

しかし、いま現実には18歳まで福島県では無料になりました。うちのほうは先にやっていたんですが、やっぱりそういうことを言わなきゃならないんだね。基金の形で、実質県の方に入れ18歳まで医療費無料にするということに現在なっております。

やっぱり建物にあまりお金をかけない、肝心かなめのところに安い金かければ、ちゃんとそれ相当の効果あるんです。私はながいこと首長やってきて、つくづくそう思ったんです。

◆岡田 知弘

それでは最後、私のほうから、皆さん2点でまとめておられますので、私のレジュメの最後の部分にちょうど2点ありますので、これを使ってお話をしたいと思います。

実は今日まで、まったく打ち合わせなしのアドリブで、パネラーの皆さんとお会いしました。一体どうなるかと心配したわけですが、実はものすごくわかりやすい展開になりました。というのは、グローバリズムの中で安倍政権が、「富国強兵国家」づくりを推進しています。「富国」の国は国民ではなくて、多国籍企業の国です。その利益を最大化しようと、政府はごく少数の企業のためにだけ動いています。戦争法案もそういう利益を実現するための1つの手段として、法整備しておこうという動きの一環としてとらえることができます。TPPもまたわかりです。そうなりますと、はたしてお金、しかも一部の多国籍企業収益性確保だけが国の目的であっていいのかという、当然の疑問が普通の人だったら起こってきます。

そういうところで新しい価値観こそが求められていると思います。特に今日は福島から浅和さんに来ていただきました。3.11と原発事故の教訓は、人間の命と普通の暮らし、健康、そういうものを保障する食、そして自然の重要性です。これを確保しながら、東京でもあるいは他の日本列島

どこであっても生きていけるような、そういう国をつくっていくことこそが最大の国の役割ではないでしょうか。

地方自治体も住民福祉の向上を、その地域、地域の個性に合わせて行っていく必要があるのではないかと思うんですが、これは決して宙に浮いた話ではないということを、今日のご報告あるいは会場から発言で、私は改めて実感できました。

そしてもう1つ象徴的なのは、福井の大飯原発の運転差し止め訴訟での、昨年5月の判決文でした。「憲法に基づく人格権こそが最高の価値がある」と述べています。この人格権というのはまさに先ほどの私の報告でいえば、生存権であり幸福追求権、これを保障するさまざまな社会保障の仕組み全体を示しているわけです。その判決文の最後で言っていることが重要です。「豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富である」と。これは、おそらく多くの国民が共鳴して、共通して言えることではないかと思えますね。それが言えないと思っているのは、おそらく多国籍業の経営者であり、それとつながっている政治家しかいない。まさに99.99%は連携できる仲間であるということです。地域の振興、それを住民の福祉あるいは幸せづくりのために連携していく取り組み、これがいまものすごくつくりやすい局面になっています。

それは安保関連法案とTPP、原発再稼働が、全部根っこは同じだっていう構造から来ています。地域のところで、中小企業団体そして農林業団体、さらに労働組合、これらが連携した形での取り組み、こういう交流重ねていくことで、その輪をさらに広げ、そして確実なものにしていくことができれば、この国や地域の未来もしっかりと開けていって、中小企業も住民もみんな元気になっていける、そういう未来がつくれていくんじゃないかと思えます。

ということで私のまとめのお話にしたいと思います。ほんとに長時間にわたって、パネラーの皆さん、それと会場の皆さん、ありがとうございます。

閉会あいさつ

東京地評 森田 稔 議長



皆さま、本日のシンポジウムには85人の参加がありました。「ためになった」というご意見もあったように、非常に中身の濃いシンポジウムになったと思いま

す。

私も岡田先生の話聞いていて、自治労連時代、2009年頃でしたか、この「地域循環型の経済を」をテーマにして、自治労連が北秋田、唐津、東大阪などを調査するという壮大な取り組みをやったことを思い出しました。中には1,000名を超えるアンケート調査活動、もうほんとに労働組合だけでなく団体の皆さんにもお願いして実施しました。そういう取り組みが非常に大事だということを改めて思い出しました。

広浜さんから中小企業が、浅和さんからは自治体が自立することが大事であるというお話がありました。同時にそれを支援する仕組みや実践する行政が必要だろうと思います。そういう意味では、公契約条例というは1つの有効なツールであり、こういう関係性があるのだろうと思います。

まだ劇場公開していると思いますが、映画『愛を積むひと』で、三國連太郎の息子の佐藤浩市と樋口可南子が主演しており、リタイア後、北海道

で暮らすという設定です。リタイアする前は大田区で中小企業を経営しており、まあいわば日本の縮図、典型、代表、象徴が映画に描かれているんですね。『積むひと』の積むというのは、実はキーワード、ミソなんです。そういうことが映画でも表されるというくらい、中小企業ってたいへん大事なものだと思います。

先ほどお話の中で、雇用70%ということなのに、これが大事にされてるのかどうか、さらに私の仕事で言うと、日本の人口の半分の44.4%が、労働者なのに、労働者が大事にされる国になってるのかどうか、労働者の4割近くが非正規で、若者や女性の半分ぐらいが非正規という、やはりこれはちょっとおかしいですね。多数派なのに冷遇されてるということも変えていかなければいけないと思います。

全労連や全商連が全国中央団体なのにたいして、東京地評は一地方組織ですが、先生のおっしゃるとおり、初めての画期的な取り組みに参加することができ望外の喜びです。

シンポジウムを「次回も」とか「発展してほしい」との発言がありましたが、そうした意見をとりあげていきたいと思います。どうも皆さん、長時間ありがとうございました。

以上

2015年9月発行

■ 実行委員会 ■ 全労連・全商連・東京地評

連絡先： 全労連 〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館4階

TEL 03-5842-5611 FAX 03-5842-5620